資産の流動化に関する法律施行令(平成十二年政令第四百七十九号)

第四条 第三条 目次 第二条 法第四条第二項第三号(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)及び第七 三 第四章 第三章 第二章 第一章 として内閣府令で定めるものとする。 十条第一項第六号(法第七十二条第二項及び第百六十七条第七項において準用する場合を含 附則 て会社法(平成十七年法律第八十六号)第九百三十二条本文の規定を準用する場合において (特定目的会社の支店の所在地における登記について準用する会社法の規定の読替え) (業務開始届出に記載する政令で定める使用人等) (資産流動化計画の計画期間) 次に掲げる特定資産 二十五年 前二号に掲げる特定資産以外の特定資産 次に掲げる特定資産 二十年 同項に規定する政令で定める期間は、 利を利用する権利を含む。)に規定する政令で定める使用人は、 第二章 るもののみを信託する信託の受益権 法第二十二条第四項の規定において特定目的会社の支店の所在地における登記につい 特許権、実用新案権、意匠権、 動産(有価証券を除く。) 法第五条第二項に規定する政令で定める特定資産の区分は、 イに掲げるもののみを信託する信託の受益権 イに掲げるもののみを信託する信託の受益権又はイに掲げるもの及び前号イに掲げ 特定目的信託制度(第四十九条—第七十四条) 特定目的会社制度(第二条—第四十八条) 総則 (第一条) 雑則(第七十五条—第七十八条) 特定目的会社制度 改 商標権、 営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者 当該区分に応じ当該各号に定める期間とする。 正 五十年 回路配置利用権又は育成者権(これらの権 案 次の各号に掲げる区分と 第三条の二 第二条 法第三条第二項第三号 (法第十一条第五項において準用する場合を含む。) 及び第六 目次 第三条 とする。 第四章 第三章 第一章 法(明治三十二年法律第四十八号)第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条 附則 第二章 る使用人は、 十六条第五号(法第八十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定め (法第三条第二項第三号等に規定する政令で定める使用人) (発起人の責任を追及する訴えの提起の請求に係る電磁的方法) (資産流動化計画の計画期間) 口 イ 次に掲げる特定資産 前二号に掲げる特定資産以外の特定資産 同項に規定する政令で定める期間は、 次に掲げる特定資産 二十年 第二章 を利用する権利を含む。 もののみを信託する信託の受益権 特許権、実用新案権、意匠権、 動産(有価証券を除く。) 法第五条第二項に規定する政令で定める特定資産の区分は、 イに掲げるもののみを信託する信託の受益権又はイに掲げるもの及び前号イに掲げる イに掲げるもののみを信託する信託の受益権 雑則 特定目的信託制度(第二十六条—第五十五条) 特定目的会社制度 総則 (第一条) 社員は、 特定目的会社制度 営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるもの (第五十六条—第五十九条) 法第二十五条において準用する法第七十五条第二項において準用する商 二十五年 (第二条―第二十五条の二) 現 商標権、 当該区分に応じ当該各号に定める期間とする。 五十年 回路配置利用権又は育成者権(これらの権利 行 次の各号に掲げる区分と

限る。)」と読み替えるものとする。
「資産流動化法第百七十九条第一項において準用する第九百二十九条(第一号に係る部分には、同条本文中「第九百十九条から第九百二十五条まで及び第九百二十九条」とあるのは、

(発起人等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

2

(特定目的会社の特定社員名簿管理人について準用する会社法の規定の読替え)

社員名簿」と読み替えるものとする。 法第百二十三条の規定を準用する場合においては、同条中「株主名簿」とあるのは、「特定第六条 法第二十八条第三項の規定において特定目的会社の特定社員名簿管理人について会社

(特定目的会社の特定出資について準用する会社法の規定の読替え)

条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 第七条 法第三十条第二項の規定において特定目的会社の特定出資について会社法第百三十四

	1				
号及び第四号第百三十四条第一号、第二			第百三十四条本文	読み替える会社法の規定	
譲渡制限株式		が譲渡制限株式である場合	株式取得者が取得した株式	読み替えられる字句	
特定出資	合	より特定出資を取得する場	特定社員以外の者が譲渡に	読み替える字句	

(指定買取人について準用する会社法の規定の読替え)

び第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとお び第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとお 第八条 法第三十一条第八項の規定において指定買取人について会社法第百四十二条第一項及

第百四十二条第一項第二号	読み替える会社法の規定
対象株式の数(種類株式発	読み替えられる字句
資産流動化法第三十一条第	読み替える字句

的方法による承諾を得なければならない。条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁ところにより、あらかじめ、当該特定目的会社に対し、その用いる電磁的方法(法第二十九ノ二第二項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるノ二第二項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定める

(特定社員による特定持分の譲渡の承認等の請求に係る電磁的方法)

らない。
の用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければなの用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければなとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定目的会社に対し、そ第三条の三、特定社員は、法第二十九条第四項の規定により同項に規定する事項を提供しよう

該特定目的会社が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 第二十九条第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当り電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該特定目的会社に対し、法2 前項の規定による承諾を得た特定社員は、当該特定目的会社から書面又は電磁的方法によ2

(特定持分の譲渡の不承認に係る電磁的方法)

面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

「頭の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところに第三条の四一特定目的会社は、法第二十九条第六項において準用する商法第二百四条ノ二第六第三条の四一特定目的会社は、法第二十九条第六項において準用する商法第二百四条ノ二第六

は、この限りでない。
は、この限りでない。
ただし、当該特定社員が再び前項の規定による承諾をした場合法によってしてはならない。ただし、当該特定社員が再び前項の規定による承諾をした場合十九条第六項において準用する商法第二百四条ノ二第六項に規定する情報の提供を電磁的方法によの電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該特定社員に対し、法第二り電磁的方法による承諾を得た特定目的会社は、当該特定社員から書面又は電磁的方法によ

2

(特定持分の譲渡の相手方の指定等に係る電磁的方法の規定の準用)

準用する場合について準用する。 第三条の五 前条の規定は、法第二十九条第八項において商法第二百四条ノ二第六項の規定を

1			
	口数		
	七項に規定する特定出資の		
	資産流動化法第三十一条第	対象株式の数	第百四十二条第二項
)	
	口数	式の種類及び種類ごとの数	
2	七項に規定する特定出資の	行会社にあっては、対象株	

数」とあるのは、「口数」と読み替えるものとする。 定による通知について同法第百四十四条第五項の規定を準用する場合においては、同項中「2 法第三十一条第八項の規定において同項において準用する会社法第百四十二条第一項の規

え)(特定目的会社の特定出資に係る登録特定出資質権者について準用する会社法の規定の読替)(特定目的会社の特定出資に係る登録特定出資質権者について準用する会社法の規定の読替

あるのは、「資産流動化法第三十二条第五項」と読み替えるものとする。 者について会社法第百五十四条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「前項」と第九条 法第三十二条第六項の規定において特定目的会社の特定出資に係る登録特定出資質権

2

(特定出資を信託する場合について準用する法等の規定の読替え)

る会社法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。合について法第三十二条の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用す第十条 法第三十三条第三項の規定において同条第一項の規定に基づき特定出資を信託する場

流動化法第三十二条第五項		条第二項
三項において準用する資産		準用する会社法第百五十四
資産流動化法第三十三条第	前項	第三十二条第六項において
同条第三項各号	同項各号	
前項の質権者	登録特定出資質権者	
特定出資信託の受益権に	特定出資に	第三十二条第六項
託の受益権に係る質権者		
又は記録された特定出資信		
特定社員名簿に記載され、		
第三項各号に掲げる事項が	登録特定出資質権者	第三十二条第五項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

特定目的会社」とあるのは「特定社員」と読み替えるものとする。三条の三中「特定社員」とあるのは「特定持分の譲渡の相手方として指定された者」と、「用する法第二十九条第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一第三条の三の規定は、法第二十九条第八項において商法第二百四条ノ三第二項において進

「特定目的会社」とあるのは「特定社員以外の者」と読み替えるものとする。 第三条の二中「特定社員」とあるのは「特定持分の譲渡の相手方として指定された者」と、 第三条の三中「特定社員」とあるのは「特定持分の譲渡の相手方として指定された者」と、 高法第二百四条ノ三第二項において準用する法第二十九条第四項の規定を準用する るのは「特定社員以外の者」と、法第二十九条第九項において同条第八項において準用する るのは「特定社員以外の者」と、法第二十九条第九項において連用する。この場合において 準用する法第二百四条ノ三第二項において 連用する場合について準用する。この場合において 連用する と、法第二十九条第九項において同条第四項の規定を準用する とあるのは「特定社員以外の者」と読み替えるものとする。 「特定目的会社」とあるのは「特定社員以外の者」と読み替えるものとする。

第三条の四中「特定社員」とあるのは、「特定社員以外の者」と読み替えるものとする。「る商法第二百四条ノ二第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三条の四の規定は、法第二十九条第九項において同条第六項及び第八項において準用す

(特定社員等に対する通知又は催告に係る電磁的方法)

又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
り、あらかじめ、当該特定社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面定により同項に規定する通知又は催告をしようとするときは、内閣府令で定めるところによ第三条の七 特定目的会社は、法第三十六条において準用する商法第二百二十四条第二項の規

場合は、この限りでない。
的方法によってしてはならない。ただし、当該特定社員が再び前項の規定による承諾をしたり電磁的方法による通知又は催告を電磁、法第三十六条において準用する商法第二百二十四条第二項に規定する通知又は催告を電磁、法第三十六条において準用する商法第二百二十四条第二項に規定する通知又は催告を電磁・計項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該特定社員から書面又は電磁的方法によ

2

とあるのは、「特定出資引受人又は質権者」と読み替えるものとする。第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前二項中「特定社員」前二項の規定は、法第三十六条において商法第二百二十四条第四項において準用する同条

(優先出資申込証に記載する特定資産の価格を調査する者)

のは、次に掲げる者とする。 第四条 法第三十八条第二項第九号に規定する特定目的会社以外の者であって政令で定めるも

•			
	特定社員名簿	株主名簿	第百三十三条第二項
_	特定社員名簿に	株主名簿に	
_	一項第四号に掲げる事項		
_	資産流動化法第二十八条第	株主名簿記載事項	第百三十三条第一項
	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規定

(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)

第十一条 いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならな 方法をいう。以下同じ。 内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法(法第四十条第三項に規定する電磁的)により提供しようとする者(次項において「提供者」という。

- 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第三項
- 法第四十条第三項
- 場合を含む。) 法第四十条第九項(法第百二十二条第十項及び第二百八十六条第四項において準用する
- 法第六十五条第一項において準用する会社法第三百十条第三項
- 六 五 四 法第六十五条第二項において準用する会社法第三百十二条第一項
- 法第百二十二条第三項
- 法第百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十一条第四項
- 十九八七 法第百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十五条第三項
 - 法第百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十七条第一項
- 法第百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十九条第二項
- 法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十五条第三項
- 2 的方法による事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該事項 十二 法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十七条第一項 承諾をした場合は、この限りでない。 の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による 前項の規定による承諾を得た提供者は、 同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁

(特定目的会社の募集特定出資について準用する会社法の規定の読替え)

第十二条 れらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 いて会社法第二百二条第一項第一号及び第二百四条第二項の規定を準用する場合におけるこ 法第三十六条第五項の規定において同条第一項の特定目的会社の募集特定出資につ

- 弁護士又は弁護士法人であって次に掲げる者以外のもの 弁護士にあっては、次に掲げる者
- 当該特定目的会社の役員又は使用人
- 法第三十八条第二項第九号の規定により鑑定評価を行う者
- 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- ロ 弁護士法人にあっては、次に掲げる者
- その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの
- 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- げる者以外のもの る外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。) 又は監査法人であって 公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定す 次に掲
- イ 公認会計士にあっては、次に掲げる者
- (2) (1) 当該特定目的会社の役員又は使用人
- 法第三十八条第二項第九号の規定により鑑定評価を行う者
- 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- 四 監査法人にあっては、次に掲げる者
- その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの
- 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- 報であって公然と知られていないものをいう。 する信託の受益権の場合に限る。) 術上の秘密(秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情 案権、意匠権、商標権若しくは回路配置利用権(これらを利用する権利を含む。 弁理士又は特許業務法人であって次に掲げる者以外のもの(特定資産が特許権、)若しくは著作権又はこれらのみを信託 実用新 技
- 弁理士にあっては、次に掲げる者
- (1) 当該特定目的会社の役員又は使用人
- (2)業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- 特許業務法人にあっては、次に掲げる者
- (1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの
- 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- 兀 みを信託する信託の受益権の場合に限る。 又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。 不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの(特定資産が不動産(土地若しくは建物 以下この号において同じ。)及び不動産の
- 当該特定目的会社の役員又は使用人
- 法第三十八条第二項第九号の規定により鑑定評価を行う者
- 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和二十八年法律第百五十二号)第五条に規定する

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二条第一項第一号	募集株式(種類株式発行会	募集特定出資
	社にあっては、当該株主の	
	有する種類の株式と同一の	
	種類のもの)	
第二百四条第二項	募集株式が譲渡制限株式で	前項
	ある場合には、前項	
	(取締役会設置会社にあっ	の決議
	ては、取締役会)の決議	

する会社法の規定の読替え) (不公正な払込金額で特定出資を引き受けた者等に対する支払を求める訴え等について準用

第十三条 法第三十六条第十項の規定において同条第五項において準用する会社法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴え及び法第三十六条第五項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第四項を準用する場合においては、同項中「第五十五条、第百二十条第五項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項においては、同項中「第五十五条、第百二十条第五項、第四百六十二条第四項を準用する場合においては、同項中「第五十五条、第百二十条第五項、第二十三条第一項の規定による支払を求める訴え及び法第三十六条第五項において準用する会社法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴え及び法第三十六条第五項において準用する会社法第二百十二第十三条 法第三十六条第十項の規定において同条第五項において準用する会社法第二百十二

(特定目的会社の特定出資の併合について準用する会社法の規定の読替え)

十一条第一項及び第百八十二条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読第十四条 法第三十八条の規定において特定目的会社の特定出資の併合について会社法第百八

替えは、次の表のとおりとする。	<u> </u>	
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百八十一条第一項	株主(種類株式発行会社に	特定社員
	あっては、同項第三号の種	
	類の種類株主。次条におい	
	て同じ。)	
第百八十二条	株式(種類株式発行会社に	域 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
	あっては、同項第三号の種	
	類の株式。以下この条にお	
	いて同じ。)	

2

令で定めるもの 前各号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府

(優先出資申込証の用紙の交付に係る電磁的方法)

ならない。

し、当該優先出資の申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。し、法第三十八条第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただより電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該優先出資の申込者に対が項の規定による承諾を得た取締役は、当該優先出資の申込者から書面又は電磁的方法に

(優先出資申込証の作成に係る電磁的記録)

取締役が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 第六項に規定する電磁的記録による優先出資申込証の作成をしてはならない。ただし、当該第六項に規定する電磁的記録による優先出資申込証の作成を拒む旨の申出があったときは、法第三十八条」 前項の規定による承諾を得た優先出資の申込者は、当該取締役から書面又は電磁的方法に

(優先出資の申込者に対する資産流動化計画の謄本又は抄本の交付に係る電磁的方法)

ならない。

し、当該優先出資の申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。し、法第三十八条第九項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただより電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該優先出資の申込者に対前項の規定による承諾を得た取締役は、当該優先出資の申込者から書面又は電磁的方法に

につい	市場価	り算定さ	法務省	について	第二百三十四条第二項 市場価
いては	場価格のない同項の株式	正される額をもって、	法務省令で定める方法によ	いては市場価格として	市場価格のある同項の株式
					同項の特定出資については

する者) (募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する特定資産の価格を調査)

のは、次に掲げる者とする。 第十五条 法第四十条第一項第八号に規定する特定目的会社以外の者であって政令で定めるも

- 一弁護士又は弁護士法人であって次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあっては、次に掲げる者
- 人であるときは、その社員。以下この条において同じ。) 又は使用人(1) 当該特定目的会社の役員(法第六十八条第一項に規定する役員をいい、役員が法
- ② 法第四十条第一項第八号の規定により鑑定評価を行う者
- ③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- 弁護士法人にあっては、次に掲げる者
- (1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの
- ② 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- イ 公認会計士にあっては、次に掲げる者
- 当該特定目的会社の役員又は使用人
- 法第四十条第一項第八号の規定により鑑定評価を行う者
- ③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- 立 監査法人にあっては、次に掲げる者
- ① 当該特定目的会社の会計参与
- ② その社員のうちにイ(1) 又は(2) に掲げる者があるもの

3

- ③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- あって公然と知られていないものをいう。)若しくは著作権又はこれらのみを信託する信上の秘密(秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報で案権、意匠権、商標権若しくは回路配置利用権(これらを利用する権利を含む。)、技術二 弁理士又は特許業務法人であって次に掲げる者以外のもの(特定資産が特許権、実用新

(優先出資社員等に対する通知又は催告に係る電磁的方法の規定の準用)

第四条の五 第三条の七第一項及び第二項の規定を準用する場合及び法第四十四条第三項において商法第二百二十四条第三項において商法第二百二十四条第三項において商法第二百二十四条第三項において商法第二百二十四条第三項において商法第二百二十四条第三項において連用する同条第二項の規定を準用するときは、第三条の七第一項及び第二項中「特定社員」とあるのは「優先出資社員」と、法第四十四条第三項において準用する。この場合におい、第三条の七第一項及び第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合におい、第三条の七第一項及び第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合におい、第三条の七第一項及び第二項の規定は、法第四十四条第三項において商法第二百第四条の五 第三条の七第一項及び第二項の規定は、法第四十四条第三項において商法第二百第四条の五 第三条の七第一項及び第二項の規定は、法第四十四条第三項において商法第二百第四条の五 第三条の七第一項及び第二項の規定は、法第四十四条第三項において商法第二百第四条の五 第三条の七第一項及び第二項の規定は、法第四十四条第三項において商法第二百

(優先出資の消却について準用する商法等の規定の読替え)

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十五条第一項	ニ株券ヲ	二優先出資証券及単位未満
		優先出資証券ヲ
	株主及株主名簿	優先出資社員及優先出資社
		員名簿
第二百二十条第四項	第一項ノ	資産の流動化に関する法律
		第四十八条の二第一項ニ於
		テ準用スル第二百十五条第
		一項ノ
	株券	優先出資証券及単位未満優
		先出資証券

- スル第三百七十六条第一項及第二項」と読み替えるものとする。、「資産の流動化に関する法律第百十八条の八第三項又ハ第百十八条の九第三項ニ於テ準用の規定を準用する場合においては、同項中「第三百七十六条第一項及第二項 」とあるのは、法第四十八条の二第二項の規定において優先出資の消却について商法第二百十三条第四項

託の受益権の場合に限る。)

- 弁理士にあっては、次に掲げる者
- 当該特定目的会社の役員又は使用人
- 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- 特許業務法人にあっては、次に掲げる者
- その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの
- 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- 兀 みを信託する信託の受益権の場合に限る。) 又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。 不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの(特定資産が不動産(土地若しくは建物 以下この号において同じ。)及び不動産の
- 当該特定目的会社の役員又は使用人
- 法第四十条第一項第八号の規定により鑑定評価を行う者
- る鑑定評価等業務を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和二十八年法律第百五十二号)第五条に規定す 2
- Ŧī. 令で定めるもの 前各号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府

(特定目的会社の優先出資の併合について準用する会社法の規定の読替え)

第十六条 み替えるものとする。 種類株式発行会社」とあるのは、 百八十条第二項(第三号に係る部分に限る。 法第五十条第一項の規定において特定目的会社の優先出資の併合について会社法第 「二以上の種類の優先出資を発行する特定目的会社」と読 の規定を準用する場合においては、 同号中「

(特定目的会社の優先出資の消却及び併合について準用する会社法の規定の読替え)

第十七条 あるのは、 会社法第二百三十五条第一項の規定を準用する場合においては、 法第五十条第三項の規定において特定目的会社の優先出資の消却及び併合について 「相当する口数の」と読み替えるものとする。 同項中「相当する数の」と

(電磁的方法による通知の承諾等)

第十八条。次に掲げる規定により電磁的方法により通知を発しようとする者(次項において「 得なければならない。 通知発出者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手 方に対し、 その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を

法第五十五条第三項(法第五十六条第三項において準用する場合を含む。)

(単位未満優先出資について準用する商法の規定の読替え)

第五条の二 法第四十八条の四の二第五項の規定において単位未満優先出資証券について商法 満優先出資」と読み替えるものとする 第二百五条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「株式」とあるのは、 「単位未

第五条の三 法第四十八条の四の三第三項の規定において同条第二項の規定により優先出資社 と読み替えるものとする。 員となる優先出資社員について商法第二百二十条ノ五第二項の規定を準用する場合において 「資産の流動化に関する法律第四十四条第三項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」 同項中「総会」とあるのは「社員総会」と、 「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは

第六条 四の規定を準用する場合においては、同条第一項中「端株原簿」とあるのは、 先出資原簿」と読み替えるものとする。 法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資社員について商法第1 単位未満優 一百二十条ノ

術的読替えば 先出資社員について商法第二百二十条ノ五の規定を準用する場合における当該規定に係る技 法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資原簿に記載又は記録のある単位未満優 次の表のとおりとする

				第二百二十条ノ五第二項											第二百二十条ノ五第一項	読み替える商法の規定	名自言者 さん みんまん ここ
株主				第二百二十四条ノ三第一項	株主								端株ヲ取得シタル	一株	端株卜	読み替えられる字句	
優先出資社員	第一項	用スル第二百二十四条ノ三	第四十四条第三項ニ於テ準	資産の流動化に関する法律	優先出資社員	ル	ヲ特定目的会社ニ提出シタ	ベキ単位未満優先出資証券	併セテ優先出資一口トナル	ハ其ノ単位未満優先出資ト	優先出資ヲ取得シタル時又	載又ハ記録スベキ単位未満	単位未満優先出資原簿ニ記	優先出資一口	単位未満優先出資ト	読み替える字句	

- 項において準用する会社法第五百四十九条第四項において準用する場合を含む。)四 法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十九条第二項(法第百八十条第四
- した場合は、この限りでない。電磁的方法によって発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾を電磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該通知を2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により

法の規定の読替え) 【社員総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立てがあった場合について準用する会社

る。 あっては、取締役及び監査役)」とあるのは、「取締役及び監査役」と読み替えるものとすあっては、取締役及び監査役)」とあるのは、「取締役の監査役」と読み替えるものとす法第三百七条第三項の規定を準用する場合においては、同項中「取締役(監査役設置会社に第十九条 法第五十八条第二項の規定において同条第一項の申立てがあった場合について会社

おいて準用する第九百三十条第二項各号」と読み替えるものとする。 ては、同項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「資産流動化法第二十二条第四項に法第九百三十七条第一項(第一号ト②に係る部分に限る。)の規定を準用する場合におい第二十条 法第六十四条第二項の規定において同条第一項の決議の取消しの訴えについて会社

(有議決権事項を会議の目的に含む社員総会について準用する会社法の規定の読替え)

(特定目的会社の社員総会について準用する会社法の規定の読替え)

読替えは、次の表のとおりとする。 百十四条及び第三百十八条第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的第二十二条 法第六十五条第三項の規定において特定目的会社の社員総会について会社法第三

読み替える会社法の規定 読み替えられる字句 読み替える字句

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十条ノ六第二項	株式ニ	優先出資ニ
	株式一株ノ	優先出資一ロノ
	一株二	優先出資一口ニ
第二百二十条ノ六第三項	株式	優先出資
第二百二十条ノ六第四項	発行済株式ノ総数	発行済優先出資ノ総口数

(単位未満優先出資社員に対する通知又は催告に係る電磁的方法の規定の準用)

る。 「東京の大学工場の一般では、「東京の地域の一般では、「東京の地域のでは、「東京の地域のでは、「東京の地域のでは、「東京の地域のでは、「東京の地域のでは、「東京の地域のでは、「東京の地域のでは、 一 第二条の 一 第三条の 七第一第六条の 二 第三条の 七第一項 及び第二項の 規定は、 法第四十八条の 五において 商法第二百二年の 第二条の 一 第三条の 七第一項 及び第二項の 規定は、 法第四十八条の 五において 商法第二百二年の できます。

(優先出資について準用する商法等の規定の読替え)

次の表のとおりとする。
ける同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、第七条 法第四十九条第一項の規定において優先出資について商法の規定を準用する場合にお

第二百十五条第三項				第二百十五条第一項	第二百十四条第三項						第二百九条第三項	読み替える商法の規定
株式ノ数		株主及株主名簿		株券	株式ノ数		旧株券		株券ノ交付		受クベキ株券	読み替えられる字句
優先出資ノロ数	員名簿	優先出資社員及優先出資社	先出資証券	優先出資証券及単位未満優	優先出資ノロ数	未満優先出資証券	旧優先出資証券又ハ旧単位	優先出資証券ノ交付	優先出資証券又ハ単位未満	単位未満優先出資証券	受クベキ優先出資証券又ハ	読み替える字句

第三百十四条	株主の	社員の
第三百十八条第四項	株主	社員

用する会社法の規定の読替え) (特定目的会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準

替えるものとする。

替えるものとする。

一替えるものとする。

一替えるものとする。

一替えるものとする。

一首を発用する場合においては、同項中「第九百三十条第二項各号」と読みのは、「資産流動化法第二十二条第四項においては、同項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「資産流動化法第二十二条第一項(第一号トに係る部第二十三条法第六十五条第四項の規定において特定目的会社の社員総会の決議の不存在若し

一(会計監査人を置くことを要しない特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額

第二十四条 法第六十七条第一項に規定する政令で定める額は、二百億円とする。

合について準用する会社法の規定の読替え)(業務の執行に関する検査役の選任の申立てがあった場合の検査役及びその報告があった場

取締役及び監査役」と読み替えるものとする。
では、同項中「取締役(監査役設置会社にあっては、取締役及び監査役)」とあるのは、「びその報告があった場合について会社法第三百五十九条第三項の規定を準用する場合におい第二十五条 法第八十一条第二項の規定において同条第一項の申立てがあった場合の検査役及

(特定目的会社の取締役について準用する会社法の規定の読替え)

査役)」とあるのは、「監査役」と読み替えるものとする。 条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「株主(監査役設置会社にあっては、監第二十六条 法第八十五条の規定において特定目的会社の取締役について会社法第三百五十七

(会計参与設置会社について準用する会社法の規定の読替え)

係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。
五条第一項及び第三百七十八条第一項第一号の規定を準用する場合におけるこれらの規定に第二十七条 法第八十六条第二項の規定において会計参与設置会社について会社法第三百七十

 第三百七十五条第一項
 株主(監査役設置会社にあ 監査役 監査役

 歳み替える会社法の規定
 読み替えられる字句 読み替える字句

	株券	優先出資証券
第二百十五条第四項	株券	優先出資証券
第二百十六条第一項	旧株券	旧優先出資証券又
		未満優先出資証券
	新株券	新優先出資証券又
		未満優先出資証券
第二百二十条第一項	発行、併合又ハ分割	併合
	一株	優先出資一
	株主	優先出資社員
	端株ノ	単位未満優先出資
第二百二十条第四項	株券	世子に、
		優先出資証券
第二百二十条第四項におい	旧株券	旧優先出資証券又
て準用する第二百十六条第		未満優先出資証券
一項	新株券	新優先出資証券又
		未満優先出資証券
第二百八十条ノ十一第二項	第二百三十二条第二項	資産の流動化に関する法律
において準用する第二百六		第五十二条第二項
十七条第二項において準用		五十三条第四項ニ於テ準用
する第二百四条ノ二第三項		スル場合ヲ含ム)
	株主総会	社員総会
	定時総会	定時社員総会
第二百八十条ノ十一第二項	第二百六十六条第五項	資産の流動化に関する法律
において準用する第二百六		第七十三条第三項
十八条第五項		
と、長角四十七条第一頁の見旨には、	10 / ここをにははます。 フィー・ヒンち	コーコを育三頁の見官と準月

する。 条ノ十七の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりと条ノ十七の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりと 3 法第四十九条第一項の規定において優先出資の発行の無効の訴えについて商法第二百八十

する。		
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十条ノ十七第一項	新株ハ	新優先出資ハ

	号	第三百七十八条第一項第一
日(第三百十九条第一項	にあっては、二週間)前の	一週間(取締役会設置会社
	法第六十三条第一項	一週間前の日(資産流動化

て会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり第二十八条 法第九十七条第二項の規定において特定目的会社における責任追及の訴えについ(特定目的会社における責任追及の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

一項 一項 一項 一項及び 一項及び 一項及び 一項及び 一項及び 一項及び 第二種特定目的会社にあっ 大の旨を公告し、又 では、その旨を公告し、又 では、その旨を公告し、又 では、その旨を公告し、又 では、その旨を公告し、又

(優先資本金の額の減少をする場合について準用する法等の規定の読替え)

決議」とあるのは、「前項の決定」と読み替えるものとする。をする場合について法第六十四条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「前項の第二十九条 法第百十条第四項の規定において同条第一項の規定による優先資本金の額の減少

	第二百八十条ノ十七第二項
	株券
先出資証券	優先出資証券及単位未満優

磁的方法の規定の準用) (不公正な価額で優先出資を引き受けた者に対する支払を求める訴えの提起の請求に係る電

の規定を準用する場合について準用する。 項において準用する同法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百八十条ノ十一第二第七条の二 第三条の二の規定は、法第四十九条第一項において商法第二百八十条ノ十一第二

(社員総会の招集の通知に係る電磁的方法)

項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。に対し、招集の通知を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該特定社員が再び同方法により電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があったときは、当該特定社員前項の規定による承諾を得た社員総会を招集する者は、当該特定社員から書面又は電磁的

(社員総会の招集の通知の特例に係る電磁的方法の規定の準用)

読み替えるものとする。
る場合について準用する。この場合において、前条中「特定社員」とあるのは、「社員」と第七条の五 前条の規定は、法第五十三条第四項において法第五十二条第二項の規定を準用す

(少数社員による社員総会の招集の請求等に係る電磁的方法の規定の準用)

のとする。特定社員」とあるのは「社員」と、「特定目的会社」とあるのは「取締役」と読み替えるも特定社員」とあるのは「社員」と、「特定目的会社」とあるのは「取締役」と読み替えるも十九条第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三条の三中「第七条の六 第三条の三の規定は、法第五十四条第四項及び第五十六条第五項において法第二

読替え)(特定資本金の額又は優先資本金の額の減少の無効の訴えについて準用する会社法の規定の

は設立時株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。
えについて会社法第八百三十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「株主又第三十条 法第百十二条の規定において特定資本金の額又は優先資本金の額の減少の無効の訴

(取締役の責任等について準用する会社法の規定の読替え)

「係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。」 いて会社法第四百六十二条第二項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に第三十一条 法第百十九条第一項の規定において法第百十七条の規定による取締役の責任につ

イン打役自言者 これ 一般できる	登り (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百六十二条第二項	前項	資産流動化法第百十七条
	同項各号	同条各号
	同項の	同条の
第四百六十二条第三項	第一項	資産流動化法第百十七条
	同項各号	同条各号
	総株主	総社員

規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。2 法第百十九条第一項の規定において特定目的会社の社員について会社法第四百六十三条の

5					绺	詰	ŧ
第四百六十三条第二項					第四百六十三条第一項	読み替える会社法の規定	(分字室) 一次 基 在 似 13 似 12 3
前条第一項	同項各号	た業務執行者	前条第一項の金銭を支払っ	金銭等	前条第一項に	読み替えられる字句	サクスミリー いっていい いっこうりいれい 非名自言者 こい
資産流動化法第百十七条	同条各号	規定する取締役	資産流動化法第百十七条に	配当金の額又は分配金の額	資産流動化法第百十七条に	読み替える字句	

2

3 法第百十九条第一項の規定において法第百五十三条の規定による請求に応じた特定目的会

(優先出資社員の議決権の行使について準用する商法の規定の読替え)

(優先出資社員の議決権の不統一行使に係る電磁的方法の規定の準用)

する。 の場合において、第三条の二中「社員」とあるのは、「優先出資社員」と読み替えるものと「可において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。こ第七条の八 第三条の二の規定は、法第五十九条第二項において商法第二百三十九条ノ四第二

について準用する商法の規定の読替え)(電磁的方法により議決権を行使することができる旨の定めをした特定目的会社の社員総会

(同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ムの流動化に関する法律第五十二条第二項(同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ムの流動化に関する法律第五十二条第二項(同法第五百三十二条第二項」とあるのは、「資産項の規定を準用する場合においては、同項中「第二百三十二条第二項」とあるのは、「資産の規定を準用する場合においては、同項の定めをした特定目的会社の第七条の九 法第五十九条の二第二項の規定において同条第一項の定めをした特定目的会社の第七条の九 法第五十九条の二第二項の規定において同条第一項の定めをした特定目的会社の第七条の九 法第五十九条の二第二項の規定において同条第一項の定めをした特定目的会社の

磁的方法)(電磁的方法による議決権の行使の用に供されるべき書面の内容である事項の提供に係る電(電磁的方法による議決権の行使の用に供されるべき書面の内容である事項の提供に係る電

、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。ところにより、あらかじめ、当該社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示しところにより、あらかじめ、当該社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示しく三第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定める第七条の十一特定目的会社は、法第五十九条の二第二項において準用する商法第二百三十九条

この限りでない。法によってしてはならない。ただし、当該社員が再び前項の規定による承諾をした場合は、法によってしてはならない。ただし、当該社員が再び前項の規定する事項の提供を電磁的方二第二項において準用する商法第二百三十九条ノ三第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によの成的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該社員に対し、法第五十九条の献りでない。

(議決権の行使に係る電磁的方法)

第七条の十一 社員は、法第五十九条の二第二項において準用する商法第二百三十九条ノ三第

係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。社の取締役の責任について会社法第四百六十四条の規定を準用する場合における当該規定に

第四百六十四条第二項				第四百六十四条第一項	読み替える会社法の規定
総株主	業務執行者	株主	株式	第百十六条第一項	ル 読み替えられる字句
総社員	取締役	優先出資社員	優先出資	資産流動化法第百五十三条	読み替える字句

2

」とあるのは、「総社員」と読み替えるものとする。 任について会社法第四百六十五条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「総株主4 法第百十九条第一項の規定において法第百十八条の規定による特定目的会社の取締役の責

5 法第百十九条第二項の規定において法第百十七条の規定による同条に規定する特定目的会表務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項において準用する会社法第四百六十四条第一項において準用する場合において準用する会社法第四百六十四条第一項において準用する場合において準用する会社法第四百六十四条第一項において準用する場合において準用する場合を認るのは、「資産流動化法第百十九条第一項にだし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第一項において準用する場合において準用する場合を認るのは、「資産流動化法第百十九条第一項において準用する場合において準用する場合を認定といて負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項の規定あるのは、「資産流動化法第百十九条第一項において準用する場合において準用する場合を認定といて負う。

(利益の返還を求める訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

と読み替えるものとする。

| | 「募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する特定資産の価格を調査 |

定めるものは、次に掲げる者とする。第三十三条法第百二十二条第一項第十八号に規定する特定目的会社以外の者であって政令で

内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。るところにより、あらかじめ、当該特定目的会社に対し、その用いる電磁的方法の種類及び五項の規定により同項に規定する事項及び情報を提供しようとするときは、内閣府令で定め

による承諾をした場合は、この限りでない。の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該特定目的会社が再び前項の規定が指、十九条の二第二項において準用する商法第二百三十九条ノ三第五項に規定する事項及び情報磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該特定目的会社に対し、法第五前項の規定による承諾を得た社員は、当該特定目的会社から書面又は電磁的方法により電

合併ヲ無効トスル」とあるのは、「決議ヲ取消ス」と読み替えるものとする。条第二項において準用する同法第百九条の規定を準用する場合においては、同条第一項中「第八条 法第六十一条の二第二項の規定において同条第一項の訴えについて商法第二百四十七(資産流動化計画違反の社員総会決議取消しの訴えについて準用する商法の規定の読替え)

(特定目的会社の社員総会について準用する商法の規定の読替え)

的読替えは、次の表のとおりとする。 する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術第八条の二 法第六十二条の規定において特定目的会社の社員総会について商法の規定を準用

		条第三項
	四号ニ定ムル場所	いて準用する第二百六十三
本店又ハ支店	第一項第二号第三号又ハ第一本店又ハ支店	第二百四十四条第六項にお
スル場合ヲ含ム)		
五十三条第四項ニ於テ準用		二第三項
第五十二条第二項(同法第		いて準用する第二百四条ノ
資産の流動化に関する法律	第二百三十二条第二項	第二百三十九条第三項にお
スル場合ヲ含ム)		
五十三条第四項ニ於テ準用		条ノ二第三項
第五十二条第二項(同法第		において準用する第二百四
資産の流動化に関する法律	第二百三十二条第二項	第二百三十七条ノ三第三項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

(代理権を証する書面の差出に係る電磁的方法)

項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項の規定により同項に規定する情報を提供第八条の三 社員又はその代理人は、法第六十二条において準用する商法第二百三十九条第三

- 一第十五条各号に掲げる者
- 二 特定社債に係る法第百二十六条に規定する特定社債管理者
- 債に物上担保が付される場合に限る。) 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第一条に規定する信託会社(特定社三)

2

(特定社債管理者について準用する会社法の規定の読替え)

るのは「並びに第七百十四条第一項及び第三項」と読み替えるものとする。百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項、第七百七条」とあるのは「第七百七条」と、「、第七百十四条第一項及び第三項、第七百八条第三項の規定を準用する場合においては、同項中「第七百五条第四項、第七百六条第四第三十四条 法第百二十七条第八項の規定において特定社債管理者について会社法第八百六十

定の読替え) (特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債等について準用する会社法の規

替えは、次の表のとおりとする。	3	
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百三十七条第二項にお	前条	資産流動化法第百二十七条
いて準用する資産流動化法		第八項において準用する第
第百二十七条第八項におい		七百七条
て準用する第七百八条		
第七百四十条第一項	、第六百二十七条、第六百	の規定
	三十五条、第六百七十条、	
	第七百七十九条(第七百八	
	十一条第二項において準用	
	する場合を含む。)、第七	
	百八十九条(第七百九十三	
	条第二項において準用する	
	場合を含む。)、第七百九	
	十九条(第八百二条第二項	
	において準用する場合を含	
	む。)又は第八百十条(第	
	八百十三条第二項において	
	準用する場合を含む。)の	

ればならない。し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なけし、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なけしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定目的会社に対

し、当該特定目的会社が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。二百二十二条ノ五第三項に規定する情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただに対し、法第六十二条において準用する商法第二百三十九条第三項において準用する同法第的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該特定目的会社前項の規定による承諾を得た社員又はその代理人は、当該特定目的会社から書面又は電磁

準用) (社員総会において取締役及び監査役の説明を求める事項の通知に係る電磁的方法の規定の

いて準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。 第八条の四 第三条の二の規定は、法第六十二条において商法第二百三十七条ノ三第三項にお

(無議決権事項の決議に係る電磁的方法)

承諾を得なければならない。 特定社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による特定社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による決議をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、総第八条の五 社員総会を招集する者は、法第六十三条第一項の規定により同項に規定する電磁

ての特定社員が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。第一項に規定する決議を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該申出をしたすべ又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があったときは、法第六十三条工前項の規定による承諾を得た社員総会を招集する者は、特定社員の全部又は一部から書面

(特定目的会社の取締役の責任を追及する訴えについて準用する商法の規定の読替え)

(取締役の責任を追及する訴えの提起の請求等に係る電磁的方法の規定の準用)

限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第二十五条ノ二第二項において準用する商法第二百おいて準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合、法第七十八条において有第八条の七(第三条の二の規定は、法第七十五条第二項において商法第二百六十七条第二項に

第十 条 法第百十条第六項の規定において特定社債の抄込み		異議を述べることができる	
特定社		債権者(同項の規定により	
		」とあるのは「知れている	
債に物上担保が付される場合に限る。)		とができるものに限る。)	
三 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第一		規定により異議を述べるこ	
二 特定社債に係る法第百九条に規定する特定社債管理会社		知れている債権者(同項の	
一 第四条各号に掲げる者		及び第八百十条第二項中「	
のは、次に掲げる者とする。	とする	と、第七百八十九条第二項	
第十条 法第百十条第二項第十四号に規定する特定目的会社以		九条第二項	
(特定社債申込証に記載する特定資産の価格を調査する者)		九条第二項及び第七百九十	
		七十条第二項、第七百七十	
する場合について準用する。		百三十五条第二項、第六百	
用する商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二		六百二十七条第二項、第六	
第九条の三 第三条の二の規定は、法第百六条第四項において	同項	第四百四十九条第二項、第	
(利益の返還を求める訴えの提起の請求に係る電磁的方法の		いて同じ。)	
		合を含む。以下この項にお	
「社員」と読み替えるものとする。		第二項において準用する場	
用する場合について準用する。この場合において、第三条の		十条第二項(第八百十三条	
第九条の二 第三条の三の規定は、法第百四条第三項において		おいて同じ。)及び第八百	
(社員の帳簿閲覧に係る電磁的方法の規定の準用)		場合を含む。以下この項に	
		条第二項において準用する	
第九条 法第八十五条第四項に規定する政令で定める額は、一		九十九条第二項(第八百二	
の合計額)		において同じ。)、第七百	
(会計監査人の監査を受けることを要しない特定社債の発行		る場合を含む。以下この項	
		三条第二項において準用す	
場合ヲ含ム)」と読み替えるものとする。		十九条第二項(第七百九十	
は、「資産の流動化に関する法律第五十二条第二項(同法第		おいて同じ。)、第七百八	
条ノ二第三項の規定を準用する場合においては、同項中「第		場合を含む。以下この項に	
二十五条ノ二第二項において準用する商法第二百五十六条ノ		条第二項において準用する	
第八条の八 法第七十八条の規定において特定目的会社の取締		九条第二項(第七百八十一	
(特定目的会社の取締役の選任について準用する有限会社法		七十条第二項、第七百七十	
		百三十五条第二項、第六百	
項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準田	二項	六百二十七条第二項、第六	
法第八十四条第一項において法第七十五条第二項において准	資産流動化法第百十一条第	第四百四十九条第二項、第	第七百四十条第三項
五十六条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第		規定	

|第二項の規定を準用する場合及び -用する場合について準用する。 準用する商法第二百六十七条第二

法の規定の読替え)

協行の選任について有限会社法第 第五十三条第四項ニ於テ準用スル 第二百三十二条第二項」とあるの ノ三第三項において同法第二百四

行総額と特定目的借入れの総額と

二百億円とする。

の三中「特定社員」とあるのは、 て法第二十九条第四項の規定を準

(の規定の準用)

二百四条ノ二第二項の規定を準用 て法第七十五条第二項において準

以外の者であって政令で定めるも

一条に規定する信託会社(特定社

、準用する法の規定の読替え) みを取り扱う銀行又は信託会社に

Ti	第八百六十五条第四項 会	3	唐	৯	t
1	負会社法第八百六十五条第一	ବ।	債管理者を含む。)」とす	ある場合にあっては当該社	のに限り、社債管理者が
十五条第一項で準用する会社法第八百六	11 11 長第1の流動化に関				

(特定社債に関する法令の適用)

第三十六条 法第百三十条第一項に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法(第二十第三十六条 法第百三十条第一項に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法(第二十第三十六条 法第百三十条第一項に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法(第二十一年動令第五百十九号)並びに社債等登録法(昭和十七年財命の規定の適用については、昭和十七年財令第四百九号)とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、昭和十七年財令第四百九号)とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定社債権者は、それぞれ会社法第四編に規定する社債権者、特定社債権者集会又は代表特定社債権者集会又は代表社債権者とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の行。、社債権者集会又は代表社債権者とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
担保付社債信託法(以下こ	会社法(平成十七年法律第	資産の流動化に関する法律
 の表において「担信法」と	八十六号)第七百二条	(平成十年法律第百五号)
 いう。)第二条第三項		第百二十六条
担信法第四条	次ニ掲クルモノ	次ニ掲クルモノ(第十四号
		ニ掲クルモノヲ除ク)
担信法第四条第十五号	内閣府令・法務省令	内閣府令
 担信法第十九条第一項第十	会社法第六百九十八条	資産の流動化に関する法律
 号		第百二十五条において準用
		する会社法第六百九十八条
担信法第十九条第一項第十	会社法第七百六条第一項第	資産の流動化に関する法律
一号	二号	第百二十七条第四項第二号
 担信法第二十四条第一項	会社法第六百七十七条第一	資産の流動化に関する法律

定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。ついて法第三十八条第三項及び第三十九条第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規

特定社債申込証	優先出資申込証	
特定社債	前項	第三十九条第三項
特定社債申込証	優先出資申込証	第三十八条第三項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

(特定社債申込証の用紙の交付に係る電磁的方法の規定の準用)

あるのは、「特定社債の応募者」と読み替えるものとする。 準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二中「優先出資の申込者」と第十一条の二 第四条の二の規定は、法第百十条第六項において法第三十八条第四項の規定を

(特定社債申込証の作成に係る電磁的記録の規定の準用)

の準用) (特定社債の応募者に対する資産流動化計画の謄本又は抄本の交付に係る電磁的方法の規定

の読替え) (特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債等について準用する商法の規定

する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 債権者集会について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用おける特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理会社、特定社債原簿又は特定社第十一条の五 法第百十三条第一項の規定において特定目的会社が特定社債を発行する場合に

		第三百二十一条ノ三第一項	読み替える商法の規定
		取締役会ノ決議	読み替えられる字句
目的会社ナルトキハ其ノ取	特定社債ヲ発行シタル特定	取締役会ノ決議(招集者ガ	読み替える字句

(第十二条第一項各別 第三二十二条第一項各別 第三二十二条第一項各別 第三二十二条第一項を別 第三二十二条第一項を別 第三二十二条第一項を別 第三二十二条第一項 (新株予約権付社債 第四項、第七百二十十条第一項 (新株予約権付社債 第四項、第七百二十条第一項 (新株予約権付社債 第四項、第七百二十条第一項 (新機特定社債 第一項の規定により記載すべき事項(新株予約権付社債 第一項の規定により記載すべき事項(新株予約権付社債 第一項の規定により記載すべき事項(新株予約権付社債 第三二十五条第一項 第一項の規定により記載すべき事項(新 (新) 第) 第) 第) 第) 第) 第) 第) 第) 第)	il.			
頭各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三十二条第一項 類 第 回 規定により記載すべき 事項 (新株予約権付社債に 場 する会社法第六百九十七条第一項 人会社法第二百九十二条第一項 人会社法第二百九十二条第一項 人会 第二項 又は第百四十一条第二項 第七百二十九条第一項 人会 第二項 又は第百四十一条 第三項 人	性とし	一条第三項条第一項並び	ŗ	
項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三二十二条第一項各号 第三二十二条第一項各号 第三二十二条第一項各号 第三二十二条第一項 第三二十二条第一項 第三二十二条第一項 第三二十二条第一項 表第二項 人民 第二項 人民 第三四十一条 第三項 人民 第二項 人民 第三四十一条 第三二十五条 において 第四 月、第七百二十九条第一項 音号 第百二十五条 第三項 人民 第二項 人民 第一項 人民 第一 第百二十二条 第一 項 人民 第一 页 点 日 一 一 人民 第一 页 页 一 页 人民 第一 页 一 页 一 页 一 页 一 页 一 页 一 页 一 页 一 页 一	第二十	第一項及び第四項、第七百一	一重がに第七百三十一条第三	
第二百四十二条第一項各号 第三十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三十二条第一項各号 第三十二条第一項各号 第三十二条第一項 の規定により記載すべき 事項 (新株予約権付社債に 第一項の規定により記載すべき 第三十二条第一項 の規定により記載すべき 第三十五条において準用 一条第二項の規定により記載すべき事項 (転換特定社債 又は新優先出資引受権付特定社債 又は第百四十一条第二項の規定により記載すべき事項を含む。) 第三十五条において準用 第三十五条において準用 する会社法第六百九十七条第一項及び同法第百四十一条 第二項の規定により記載すべき事項を含む。) 第三十五条において準用 する会社法第六百九十七条 第二項の規定により記載する会社法第六百九十一条 第二項の規定により記載する会社法第一項を含む。) 第三十五条において準用 する会社法第六百八十一条 第三項の規定により記載する会社法第六百八十一条 第二項の規定により記載する会社法第七百十十条第二項の規定により記載する会社法第七百十十五条において準用 する会社法第七百十十条 第三項において準用 する会社法第七百十十条 第三項の規定により記載する会社法第七百十十条 第三項の規定により記載する会社法第七百十十条 第三項の規定により記載する会社法第十五条において準用 する会社法第七百十十条 第三項の規定により記載する法律 第三項の規定により記載する法律 第三十五条において準用 する会社法第十五条において準用 する会社法第十五条 日十十条 第三項の規定により記載する法律 第三十五条 に関する法律 第三十五条 に対して に対して 第三十五条 に対して に対して 第三十五条 に対して 第三十五条 に対して に対して に対して に対して に対して に対して に対して に対して		七条第二項、第七百十八条	1	
項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三十二条第一項 第三十二条第一項 第三十二条第一項 第三十二条第一項 第三十二条第一項 第三十二条第一項 第三十二条第一項 第三十二条第一項 1 表 是		て準用する会社法第七百十		
項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第二百四十二条第一項各号 第二百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号には、同法第二百九十七条第一項 第百二十二条第一項 第百二十二条第一項 第百二十二条第一項 7。	権		、第七百十八条第一項及び	
項各号 第二百四十二条第一項各号 第二百四十二条第一項各号 第二百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項名号により記載すべき事項(新株子約権付社債に 寸る会社法第二百四十二条第一項又は第百四十一条第二項の規定により記載すべ は新優先出資引の規定により記載すべ は新優先出資引の規定により記載すべ は新優先出資引の規定により記載する法律 第三項の規定により記載す ※第二項の規定により記載す ※第二項の規定により記載す ※1項の規定により記載す ※2 ※1 ※2 ※3 ※4 ※4 ※4 ※4 ※4 ※4 ※4	第	資産の流動化に関する法律	会社法第七百十七条第二項	担信法第三十一条
項各号 第六百七十七条第一項各号 第六百七十七条第一項各号 第六百七十七条第一項各号 第六百七十七条第一項各号 第二百四十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号に おり記載すべき 事項 (新株予約権付社債法に ずる会社法第六百九十七条第一項の規定により記載すべき 第百二十五条において準用 がき事項を含む。) ※第二項又は第百四十一条 第二項の規定により記載する法律 第百二十五条において準用 がき事項を含む。) ※第二項又は第百四十一条 第二項の規定により記載する法律 第百二十五条において準用 第一段	倩	各号		
項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項 別規定により記載すべき 第一項の規定により記載すべき事項 (新株予約権付社債に 第一項の規定により記載すべき事項 (転換特定社債 第一項の規定により記載すべ は新優先出資引受権付特定 は新優先出資司の規定により記載す がき事項 (転換特定社債 双 でき事項 (転換特定社債 双 でき事項 (転換特定社債 双 でき事項 (転換特定社債 双 でき事項を含む。) 第百二十五条において準用 がき事項を含む。) 第百二十五条において準用 がき事項を含む。)	14	する会社法第六百八十一条		
頭各号 第二百四十二条第一項各号 第二百四十二条第一項各号 第二百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号に おり記載すべき 事項 (新株予約権付社債に ずる会社法第六百九十七条第一項 を事項 (転換特定社債 がき事項 (転換特定社債 でき事項) がき事項 (転換特定社債 又は第百四十一条第一項の規定により記載すべ は新優先出資引受権付特定 社債に係る担保付特定社債 アレに関する法律 第二項の規定により記載す がき事項を含む。) (でき事項を含む。) (でき事項を含むを含むき事項を含むき事項を含むき事項を含むき事項を含むき事項を含むき事なない。) (でき事項を含むき事項を含むき事ないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	2	第百二十五条において準用		
項各号 第百二十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号に 場がる事項及び同法第百三十三条第一項の規定により記載すべき 第一項の規定により記載すべき 第一項の規定により記載すべき 第一項の規定により記載すべき 第一項の規定により記載すべき事項 (転換特定社債又に関する法律第百三十三条第一項又は第百四十一条第一項の規定により記載すべき事項(転換特定社債又がき事項(転換特定社債又がき事項(転換特定社債又がき事項を含む。) (でき事項を含む。) (でき事項を含む。)	種	資産の流動化に関する法律	会社法第六百八十一条各号	担信法第二十八条
項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項 名号に 割げる事項及び同法第百四十一条第一項の規定により記載すべき 第一項の規定により記載すべき事項(転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債又は第6四十一条第一項の規定により記載すべき事項(転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債又に関する法律第百三十三条第二項の規定により記載すべき事項(転換特定社債又に関する法律第百三十三条第二項の規定により記載すべき事項(転換特定社債又に関する法律第百三十三条第一項又は第百四十一条第二項の規定により記載する法律第二項の規定により記載する法律第二項の規定により記載する法律第二項の規定により記載すべき事項といる法律第百二十二条第一項各号に対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	· -	べき事項を含む。)		
(新株予約権付社債 新株予約権付社債 新株予約権付社債 新株予約権付社債 新株予約権付社債 第二百四十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号に おの規定により記載すべき 第百二十二条第一項各号に おの規定により記載すべき 第百二十二条第一項各号に おの規定により記載すべき 第百二十二条第一項及び同法第百三十三条第一項の規定により記載すべき 第百二十二条第一項及び同法第百三十三条第一項の規定により記載すべき 第百二十五条において準用 する会社法第六百九十七条 第百二十五条において準用 する会社法第六百九十七条 第百二十五条において準用 対る会社法第六百九十七条 第百二十五条において準用 対る会社法第六百九十七条 第百二十五条において準用 対る会社法第六百九十七条 対して、資産の流動化に関する法律 対して、資産の流動化に関する法律 対して、資産の流動化に関する法律 対して、資産の流動化に関する法律 対して、資産の流動とにより記載すべ は、同法第百四十一条 対して、資産の流動とは、対力とは、対力とは、対力とは、対力とは、対力とは、対力とは、対力とは、対力	=	第二項の規定により記載す		
項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項及び同法第百四十 十三条第一項又は第百四十 十三条第一項又は第百四十 十三条第一項又は第百四十 十三条第一項又は第百四十 十三条第一項又は第百四十 十三条第一項又は第百四十 十三条第一項又は第百四十 十三条第一項の規定により記載すべき事項(転換特定社債又 がき事項(転換特定社債又 がき事項(転換特定社債又 がき事項(転換特定社債又 がき事項(転換特定社債又 がき事項(転換特定社債又 がき事項(転換特定社債又 がき事項(転換特定社債) がき事項(を対して、資産の流動) がき事項(を対して、資産の流動と対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	第十	条第二項又は第百四十一条		
第一項各号 第一項各号 第一項各号 第一項各号 第二百四十二条第一項各号 第二百四十二条第一項各号 第三十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号に 第百二十二条第一項及び同法第百四十 一条第一項 でき事項 (転換特定社債 十三条第一項 7条第一項 7条第一項 7を事項 (転換特定社債 1本条において準用 1本第一項 1本第一页	1	化に関する法律第百三十三		
7		券にあっては、資産の流動		
項各号 第百二十二条第一項各号 第二百四十二条第一項各号 第二百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号に 掲げる事項及び同法第百四十 一条第一項 一条第一項 一条第一項 でき事項(転換特定社債 十三条第一項又は第百四十 一条第一項 でき事項(転換特定社債 十三条第一項又は第百四十 一条第一項 でき事項(転換特定社債 でき事項(をは、でき事項(をは、でき事項)(をは、できゅう)(は、できゅ)(は、できゅう)(は、できゅう)(は、できゅう)(は、できゅう)(は、できゅう		社債に係る担保付特定社債	き事項)	
Table T	4-1	は新優先出資引受権付特定	一項の規定により記載すべ	
項各号 第六百七十七条第一項各号 第二百四十二条第一項各号 第二百四十二条第一項各号 ま項の規定により記載すべき 事項 (新株予約権付社債に より記載すべき まり (新株予約権付社債に まり (新株予約権付社債に まり (新株予約権付社債に まり (新株予約権付社債に まり (新株予約権付社債 (新株予約権付 (新株予約権付社債 (新株予約権付 (新株予) (新株予約権付 (新株予) (新生) (新生) (新生) (新生) (新生) (新生) (新生) (新生)	. 1		1	
現各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第正百四十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号に 掲げる事項及び同法第百四十 十三条第一項又は第百四十 一条第一項 7条第一項 7条第一项 7条第	المدا	第一項の規定により記載す	係る担保付社債券にあって	
項の規定により記載すべき 第百二十五条において準用 項の規定により記載すべき 第百二十二条第一項各号 第四規定により記載すべき 第百二十二条第一項各号 海産の流動化に関する法律 第百二十二条第一項各号に 場がる事項及び同法第百四十一条第一項を号に 十三条第一項又は第百四十一条第一項を号に 一条第一項 一条第一項		する会社法第六百九十七条	事項(新株予約権付社債に	
(会社法第六百九十七条第一項各号 第二百四十二条第一項各号 第三百四十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号に 掲げる事項及び同法第百三 十三条第一項又は第百四十 一条第一項 一条第一項 日本第一項 日本第一列 日本第一	47	第百二十五条において準用	項の規定により記載すべき	
項各号第六百七十七条第一項各号第二百四十二条第一項各号資産の流動化に関する法律第二百四十二条第一項各号第百二十二条第一項各号第百二十二条第一項各号第百二十二条第一項各号掲げる事項及び同法第百三十三条第一項各号に		資産の流動化に関する法律	会社法第六百九十七条第一	担信法第二十六条
項各号 第六百七十七条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号 1項各号 1項各号 1日	فيدعا	一条第一項		
現各号第二百四十二条第一項各号第百二十二条第一項各号第二百四十二条第一項各号資産の流動化に関する法律第百二十二条第一項各号資産の流動化に関する法律第百二十二条第一項各号第百二十二条第一項各号		十三条第一項又は第百四十		
第二百四十二条第一項各号 第二百四十二条第一項各号 資産の流動化に関する法律 第二百四十二条第一項各号 資産の流動化に関する法律 第百二十二条第一項各号 資産の流動化に関する法律 第百二十二条第一項各号 資産の流動化に関する法律		掲げる事項及び同法第百三		
第二百四十二条第一項各号 資産の流動化に関する法律 第六百七十七条第一項各号 資産の流動化に関する法律 資引受権付特定社債 転換特定社債又は新優先出 第百二十二条第一項各号 第百二十二条第一項各号	tital	第百二十二条第一項各号に		
第六百七十七条第一項各号第百二十二条第一項各号第六百七十七条第一項各号資子を付特定社債資引受権付特定社債転換特定社債又は新優先出第百二十二条第一項各号		資産の流動化に関する法律	第二百四十二条第一項各号	
第六百七十七条第一項各号 資産の流動化に関する法律 新株予約権付社債 転換特定社債又は新優先出 質引受権付特定社債 転換特定社債又は新優先出		第百二十二条第一項各号		
新株予約権付社債	أسهمة	資産の流動化に関する法律	第六百七十七条第一項各号	
新株予約権付社債		資引受権付特定社債		
		転換特定社債又は新優先出	新株予約権付社債	担信法第二十四条第二項
		第百二十二条第一項各号	項各号	

		する第二百四条ノ二第三項
		条ノ四第二項において準用
		いて準用する第二百三十九
定時社員総会	定時総会	第三百三十九条第一項にお
		第二百四条ノ二第三項
		条第三項において準用する
		いて準用する第二百三十九
定時社員総会	定時総会	第三百三十九条第一項にお
用スル第三百九条ノ四		
第百十一条第六項ニ於テ準		
資産の流動化に関する法律	第三百九条ノ四	第三百二十二条第一項
		条ノ二第三項
		において準用する第二百四
定時社員総会	定時総会	第三百二十一条ノ三第二項
之ヲ決ス))		
ルトキハ其ノ過半数ヲ以テ		
締役ノ決定(取締役数人ア		

(特定社債権者の議決権の行使に係る電磁的方法)

権者集会の招集者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。「一条ノニスにより、あらかじめ、当該特定社債権者集会の招集者に対し、法第百十三条第一項において準用する商法第三百二十一条ノニは電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該特定社債権者集会の招集者に対し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。「一条リースの規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めると三第二項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めると三第二項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めると三第二項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするという。

(特定社債権者集会の招集の通知に係る電磁的方法)

類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。特定社債を発行した特定目的会社又は特定社債管理会社に対し、その用いる電磁的方法の種特定社債を発行した特定目的会社又は特定社債管理会社に対し、その用いる電磁的方法の種る招集の通知を発しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該百二十二条第三項において準用する商法第二百二十二条の七 特定社債権者集会の招集者は、法第百十三条第一項において準用する商法第三

者	資産の活動化に関する法律	会社法第七百匹十一条第三	担信法第九十一条第三項及
닐			
準月	一条第一項準用スル会社法第七百四十		
3	第百二十九条第二項ニ於テ	項	び第九十二条第一項
Ι,	資産の流動化に関する法律	会社法第七百四十一条第一	担信法第九十一条第一項及
N s	準用スル会社法第七百七条		
条	第百二十七条第八項ニ於テ		
は	資産の流動化に関する法律	会社法第七百七条	担信法第八十九条第二項
: 用		得	
特		ノ実行ノ申立ヲ為スコトヲ	
±	行ノ申立ヲ為スコトヲ得	申立ヲ為シ又ハ企業担保権	
す	執行ヲ為シ又ハ担保権ノ実	執行ヲ為シ担保権ノ実行ノ	
る	正本ニ基キ担保物ニ付強制	正本ニ基キ担保物ニ付強制	
四	付与セラレタル執行力アル	付与セラレタル執行力アル	担信法第八十三条第一項
百	十六条第一項		
1+	て準用する会社法第七百三		
2	第百二十九条第二項におい	項	
み	資産の流動化に関する法律	会社法第七百三十六条第一	担信法第三十四条第二項
第	十七条第二項		
百	て準用する会社法第七百三		
第十	第百二十九条第二項におい	項	一号
用	資産の流動化に関する法律	会社法第七百三十七条第二	担信法第三十四条第一項第
ı	十七条第一項		
	て準用する会社法第七百三		
債	第百二十九条第二項におい	項	
前	資産の流動化に関する法律	会社法第七百三十七条第一	担信法第三十四条第一項
る	十一条第一項		
3	て準用する会社法第七百三		
の	第百二十九条第二項におい	項	
発	資産の流動化に関する法律	会社法第七百三十一条第一	担信法第三十三条第一項
理	十四条第一項		
を	て準用する会社法第七百二		
目	第百二十九条第二項におい	項	
2	資産の流動化に関する法律	会社法第七百二十四条第一	担信法第三十二条

9~(特定社債の応募者又は特定社債権者に対する通知又は催告等に係る電磁的方法の規定の進(特定社債の応募者又は特定社債権者に対する通知又は催告等に係る電磁的方法の規定の進

日十三条第一項において商法第三百三十九条第一項において準用する同法第二百三十九条ノ / | 第二項の規定を準用するときは、第三条の二中「社員」とあるのは「特定社債権者」と や定社債管理会社」と、 **ッる同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用するときは、第三条の二中「社員」とあるのは** 元する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用するときは、第三条の二中「社員」とあるの 2第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用す 特定社債権者」と、 -四条第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合並びに法第 第三条の二の規定は、法第百十三条第一項において商法第三百二十条第四項及び第三百三 「特定社債権者集会の決議の執行者」と、法第百十三条第一項において商法第三百三十九 この場合において、 「特定目的会社」とあるのは「特定社債権者集会の招集者」と読み替えるものとする。 「特定目的会社」とあるのは「特定社債を発行した特定目的会社又は 法第百十三条第一項において商法第三百二十条第四項において準用 法第百十三条第一項において商法第三百三十四条第三項において準

る 第八条の三の規定は、法第百十三条第一項において商法第三百三十九条第一項において準用する同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項の規定を 開する同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項の規定を 第八条の三の規定は、法第百十三条第一項において商法第三百三十九条第一項において準

三条第三項		
十八条第四項及第七百二十		
年法律第八十六号)第七百	項	
準用スル会社法(平成十七	四項及第七百二十三条第三	
第百二十九条第二項ニ於テ	八十六号)第七百十八条第	二条第一項
資産の流動化に関する法律	会社法(平成十七年法律第	社債等登録法施行令第六十
新優先出資引受権ノ	新株予約権ノ	
債		六条第一項第四号
新優先出資引受権付特定社	新株予約権付社債	社債等登録法施行令第三十
一条第三項		
準用スル会社法第七百四十		
第百二十九条第二項ニ於テ	項	び第九十二条第三項

(転換特定社債について準用する会社法の規定の読替え)

第二百十二条第一項

募集株式の引受人

発行又は自己株式の処分

発行

読み替える字句

一百十条

読み替える会社法の規定

読み替えられる字句

	·		
について会社	読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
とおりとする	担保附社債信託法(以下こ	商法(明治三十二年法律第	資産の流動化に関する法律
	の表において「担信法」と	四十八号)第二百九十七条	第百九条
	いう。)第二条第二項		
	担信法第四条第一項	左ニ掲グルモノ	左ニ掲グルモノ(第十四号
頃 (資産流			ニ掲グルモノヲ除ク)
条第一項	担信法第十九条	左ノ事項	左ノ事項(第十号ニ掲グル
転換特定社			事項ヲ除ク)
込みをした	担信法第二十二条第一項	物上担保付社債(新株予約	物上担保付特定社債
ョてる転換		権付社債ヲ除ク)	
第一号に		商法第三百一条第二項及第	資産の流動化に関する法律
の引受人		三項	第百十条第二項、第百十三
復を			条の二の三第一項及第百十
止社債			三条の四の三第一項
四十二条第	担信法第二十二条第二項	商法第三百一条第二項第三	資産の流動化に関する法律
動化法第百		号乃至第八号、第十号及第	第百十条第二項第五号乃至
において準		十五号	第八号、第十号乃至第十二
五条第一項			号及第十五号、第百十三条
らず			の二の三第一項並ニ第百十
			三条の四の三第一項

第九百十五条第三項

第一項の規定にかかわらず

資産流動化法第四当該募集転換特定

用する第九百十五

三十四条第三項に九項及び資産流動

の規定にかかわら

第二百十二条第一項第一号

募集株式を

募集転換特定社債

者に対して割り当債の引受けの申込

の募集に応じて転動化法第百二十一

特定社債をいう。

当該募集株式

(特定社債に関する法令の適用)

第十二条 四章に規定する株式会社、株主、 申込証、特定社債管理会社、特定社債原簿又は特定社債権者集会は、それぞれ商法第二編第 法令の規定の適用については、特定目的会社、社員、特定社債権者、特定社債券、特定社債 号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)とし、特定社債に係るこれらの 理に関する件(大正十一年勅令第五百十九号)並びに社債等登録法(昭和十七年法律第十一 平成十六年法律第百五十四号)及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管 る政令(平成十四年政令第五十一号)、信託法(大正十一年法律第六十二号) 第四十一条第三項の規定に基づく電磁的方法による情報の提供に関する承諾の手続等を定め 条第二項、 又は社債権者集会とみなす。この場合において、 で同表の中欄に掲げるものは、 法第百十三条第二項に規定する政令で定める法令は、 第二十三条、第三十二条及び第八十二条第二項を除く。 それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。 社債権者、 社債券、 次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句 社債申込証、 担保附社債信託法 社債管理会社、)及び担保附社債信託法 信託業法((同法第四

(新優先出資引受権付特定社債等について準用する会社法の規定の読替え)

規定にかかわらず		
する第九百十五条第一項の		
十四条第三項において準用		
用する資産流動化法第百三		
四十四条第二項において準		
九項及び資産流動化法第百		
資産流動化法第四十二条第	第一項の規定にかかわらず	第九百十五条第三項
付特定社債		
当該募集新優先出資引受権	当該募集株式	
定社債を		
募集新優先出資引受権付特	募集株式を	第二百十二条第一項第一号
じ。)の引受人		
をいう。第一号において同		
優先出資引受権付特定社債		
た者に対して割り当てる新		
社債の引受けの申込みをし		
じ新優先出資引受権付特定		
二十一条第一項の募集に応		
定社債(資産流動化法第百		
募集新優先出資引受権付特	募集株式の引受人	第二百十二条第一項
発行	発行又は自己株式の処分	
特定目的会社	株式会社	第二百十条
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規定

(優先出資社員による優先出資買取請求について準用する会社法の規定の読替え)

式に」とあるのは、「優先出資に」と読み替えるものとする。 資買取請求について会社法第百十七条第六項の規定を準用する場合においては、同項中「株第三十九条 法第百五十三条第四項の規定において特定目的会社の優先出資社員による優先出

(特定社債権者集会の承認の決議について準用する法の規定の読替え)

第四十条 法第百五十四条第六項の規定において同条第一項の特定社債権者集会の承認の決議

担信法第五十八条 及商法
同条第二項
担信法第四十一条第三項 商法第三百十七条第二項
担信法第四十条第一項 一一条ノ九を関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を
各号
オーン・シ
商法第三百四十一条ノ十
担信法第三十四条 新株予約権付社債

について法第六十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の 表のとおりとする。

特定社債権者	優先出資社員	第六十二条第三項
	れをも除く。)	
	るときは、当該議案のいず	
	に相反する趣旨の議案があ	
	合において、これらのうち	
る議案	複数の議案が提出された場	
資産流動化計画の変更に係	有議決権事項に係る議案(
特定社債権者	優先出資社員	第六十二条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

(特定目的借入れに係る債権者に対する催告に係る電磁的方法)

第四十一条 書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 、当該特定目的借入れに係る債権者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し 法第百五十七条第一項の催告をする場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじ に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法によ 特定目的会社は、法第百五十七条第二項において準用する法第百三十二条第二

2 目的借入れに係る債権者に対し、法第百五十七条第一項に規定する催告を電磁的方法によ をした場合は、この限りでない。 又は電磁的方法により電磁的方法による催告を受けない旨の申出があったときは、当該特 てしてはならない。ただし、当該特定目的借入れに係る債権者が再び前項の規定による承 前項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該特定目的借入れに係る債権者から書

(特定目的会社の解散の命令等について準用する会社法の規定の読替え)

第四十二条 産の保全について会社法第八百二十四条及び第八百二十五条の規定を準用する場合におけ これらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 法第百六十三条の規定において特定目的会社の解散の命令及び特定目的会社の

		号	第八百二十四条第一項第三	第八百二十四条第一項	読み替える会社法の規定
	法令若しくは定款	は業務を執行する社員	業務執行取締役、執行役又	株主、社員	読み替えられる字句
しくは定款	法令又は資産流動化計画若		取締役	社員	読み替える字句

711			<i>z</i>	財				諾	か ;	定	量		`\	め	9	項									νη				の
担信法第八十九条第二項			担信法第八十三条第一項				担言去第六十五条				担信法第六十二条				担信法第六十一条第三項			担信法第六十条										担信法第五十九条第二項	
商法第三百九条ノ四		執行ヲ為シ担保権ノ実行ノ				刘门	商去第三百三十条第一頁本				商法第三百三十条第一項			及第六項	商法第三百三十九条第二項			商法第三百二十四条						二条第一項及第二項	合ヲ含ム)並ニ第三百二十	条第三項ニ於テ準用スル場	第七項(同法第三百二十一	商法第三百二十条第三項及	
第百十一条第六項ニ於テ準資産の流動化に関する法律		i v	コトヲ导 担保権ノ実行ノ申立ヲ為ス		用スル商法第三百三十条第	第百十三条第一項ニ於テ準	資産の流動化こ関する法律	一項	_	第百十三条第一項ニ於テ準	資産の流動化に関する法律	第二項及第六項	用スル商法第三百三十九条	第百十三条第一項ニ於テ準	資産の流動化に関する法律	用スル商法第三百二十四条	第百十三条第一項ニ於テ準	資産の流動化に関する法律	第二項	ニ第三百二十二条第一項及	テ準用スル場合ヲ含ム) 並	第三百二十一条第三項ニ於	第一項ニ於テ準用スル商法	化に関する法律第百十三条	三項及第七項(資産の流動	用スル商法第三百二十条第	第百十三条第一項ニ於テ準	資産の流動化に関する法律	法
												20																	

び第三項	に第八百二十五条第一項及	第八百二十四条第二項並び
		株主、社員
		社員

(特定目的会社の清算等について準用する法等の規定の読替え)

第四十三条 法第百七十条第三項において清算特定目的会社の清算人について法等の規定を準 用する場合における法等の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法等の規定

読み替えられる字句

読み替える字句

会社法第四百八十五条 会社法第三百五十四条 法第八十四条第二項 法第百七十四条第三項の規定において清算特定目的会社における清算人の責任を追及する 第四項まで 第四百七十八条第二項から 資産流動化法第八十四条第 代表取締役 項第二号 資産流動化法第百七十条第 資産流動化法第百六十七条 第三項から第六項まで 代表清算人 第二号 流動化法第八十四条第一項 三項において準用する資産

2 訴えについて法第九十七条第二項において会社法の規定を準用する場合における同法の規定 に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	項	て準用する場合を含む。)	
	産流動化法第九十四条第四	四百八十六条第四項におい	
	第四項において準用する資	五項、第四百二十四条(第	
第	資産流動化法第百七十二条	第五十五条、第百二十条第	第八百五十条第四項
	は優先出資社員		
	ては、その旨を公告し、又		
	第二種特定目的会社にあっ		
	特定社員に通知し、かつ、	公告し、又は株主	第八百四十九条第四項
	項		
	産流動化法第九十七条第一		
	第三項において準用する資		四項及び第五項
	資産流動化法第百七十四条	第一項	第八百四十七条第三項、第
	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規定

条第二項		
十条第六項及第三百二十一		
法律第四十八号) 第三百二	項	
用スル商法(明治三十二年	六項及第三百二十一条第二	
第百十三条第一項ニ於テ準	四十八号)第三百二十条第	二条
資産の流動化に関する法律	商法(明治三十二年法律第	社債等登録法施行令第六十
新優先出資ノ引受権	新株予約権	
債		六条第一項
新優先出資引受権付特定社	新株予約権付社債	社債等登録法施行令第三十
第五条第三項		
資産の流動化に関する法律	商法第三十三条ノ二第一項	
	証ノ用紙(此等ノ	
ノ用紙(其ノ	又ハ新株予約権付社債申込	
	ハ第二項	
項	項又ハ第二十三条第一項若	
第二十二条第一項又ハ第二	第二十二条第一項若ハ第二	担信法第百十条第十二号
第二項		
用スル商法第三百三十六条		
第百十三条第一項ニ於テ準		び第九十二条第三項
資産の流動化に関する法律	商法第三百三十六条第二項	担信法第九十一条第三項及
第一項		
用スル商法第三百三十六条		
第百十三条第一項ニ於テ準		び第九十二条第一項
資産の流動化に関する法律	商法第三百三十六条第一項	担信法第九十一条第一項及
用スル商法第三百九条ノ四		

(転換特定社債発行事項の通知に係る電磁的方法)

用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければなら しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、 特定目的会社は、 法第百十三条の二の二第二項の規定により同項に規定する通知を 当該社員に対し、その

二の二第二項に規定する通知を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該社員が再 磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、 前項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該社員から書面又は電磁的方法により電 当該社員に対し、 法第百十三条の

配可能額を超えない部分に

同項ただし書に規定する分

第四百六十二条第三項

2

3				
去第百七十七条第三項の規b				
院定において司条第一項の貸借対照表及び事務報告並びに	条第二項	条第二項及び第四百六十五	に限る。)、第四百六十四	ついて負う義務に係る部分
これらる	第十			75

を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 の附属明細書について会社法第四百九十六条第一項及び第二項並びに第四百九十八条の規定

第四百九十六条第一項 第四百九十四条第一項 第四百九十六条第一項 第三百十九条第一項 第四百九十六条第二項 第三百十九条第一項
第四百九十四条第一項第四百九十四条第一項第三百十九条第一項第三百十九条第一項

りとする。 五百六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、 次の表のとお

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五百五条第一項	株主は	社員は
	清算人の決定(清算人会設	清算人の決定
	置会社にあっては、清算人	
	会の決議)	
第五百五条第一項第二号	数	口数
	株主	社員
第五百五条第二項及び第三	株主	社員
項		
第五百六条	の数	の口数
	満たない数	満たない口数
	株主	社員

5 法第百七十九条第一項の規定において特定目的会社の清算について会社法の規定を準用す

第四百九十九条第一項	読み替える会社法の規定	る場合における同法の規定に係る技術的読替えは、	注意 一一二三年 一丁(サ
第四百七十五条各号	読み替えられる字句		グリコリニ 名グ一首 会社の著作
資産流動化法第百六十四条	読み替える字句	次の表のとおりとする。	第25日 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(転換の請求に係る電磁的方法)

承諾を得なければならない 目的会社に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による る事項を提供しようとするときは、 十三条の二 転換を請求する者は、 内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、 法第百十三条の二の五第三項の規定により同項に規定す 当該特定

方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、 前項の規定による承諾を得た転換を請求する者は、当該特定目的会社から書面又は電磁的 ただし、当該特定目的会社が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでな 法第百十三条の二の五第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはなら 当該特定目的会社に

(転換特定社債について準用する商法等の規定の読替え)

第十四条 法第百十三条の三の規定において転換特定社債について商法の規定を準用する場合 における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替え 次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八条	株主	転換特定社債権者
	又ハ株式	又ハ優先出資
第二百二十二条ノ三	株式ヲ	優先出資ヲ
	株式ノ発行価額ト	優先出資ノ発行価額ト
第二百八十条ノ十一第二項	第二百三十二条第二項	資産の流動化に関する法律
において準用する第二百六		第五十二条第二項(同法第
十七条第二項において準用		五十三条第四項ニ於テ準用
する第二百四条ノ二第三項		スル場合ヲ含ム)
	株主総会	社員総会
	定時総会	定時社員総会
第二百八十条ノ十一第二項	第二百六十六条第五項	資産の流動化に関する法律
において準用する第二百六		第七十三条第三項
十八条第五項		

2 する場合においては、 とあるのは、 法第百十三条の三の規定において転換特定社債について法第七十五条第三項の規定を準用 「第百十三条の三において準用する商法第二百八十条ノ十一第二項において 同項中 「前項において準用する商法第二百六十七条第三項又は第四項

		各号	
第三項第五百二条及び第五百三条	株主	社員	
第九百二十八条第一項	第四百七十八条第一項第一	資産流動化法第百六十七条	
	另	第一項第一号	第

(清算特定目的会社の特別清算について準用する会社法の規定の読替え)

の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。第四十四条 法第百八十条第四項の規定において清算特定目的会社の特別清算について会社法

	資産流動化法第百七十六条	第四百九十二条第一項	第五百六十二条
	社員	株主	第五百四十三条
, I	一項		
	資産流動化法第九十四条第	第四百二十三条第一項	第五百四十二条第一項
	社員	株主	第五百四十一条第二項
	社員名簿に		
	特定社員名簿又は優先出資	株主名簿に	
	一項各号に掲げる事項		
	資産流動化法第四十三条第		
	一項各号に掲げる事項又は		
	資産流動化法第二十八条第	株主名簿記載事項	
	社員の	株主の	第五百四十一条第一項
	社員	株主	二項第五百四十条第一項及び第
Fr.	除く		
Æl	及び第五百三十条第二項を	書を除く	
	、第五百二十九条ただし書	及び第五百二十九条ただし	第五百三十四条
	特定出資又は優先出資	株式	第五百三十二条第二項
			二十四条第一項
	社員	株主	第五百二十三条及び第五百
hh	第一項		
	資産流動化法第百七十六条	第四百九十二条第三項	第五百二十一条
			五百十六条
	社員	株主	第五百十二条第一項及び第
hh	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規定
i	ンにどの妻のとおいとった	の共気を選月でを場合における同治の共気に传る主命自言者がに	の共気を選昇で表場合におじる

準用する同法第二百六十七条第三項 又は第四項」と読み替えるものとする。

| 「不公正な価額で転換特定社債を引き受けた者に対する支払を求める訴えの提起の請求に係

の規定を準用する場合について準用する。 項において準用する同法第二百四条ノ二第二項第十四条の二 第三条の二の規定は、法第百十三条の三において商法第二百八十条ノ十一第二

(新優先出資引受権付特定社債発行事項の通知に係る電磁的方法の規定の準用)

| 二第二項の規定を準用する場合について準用する。| 第十四条の三 第十三条の規定は、法第百十三条の四の二第二項において法第百十三条の二の

(新優先出資の引受権の行使に係る電磁的方法の規定の準用)

とする。「転換を請求する者」とあるのは、「新優先出資の引受権を行使する者」と読み替えるもの「転換を請求する者」とあるのは、「新優先出資の引受権を行使する者」と読み替えるもの二の五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十三条の二中第十四条の四 第十三条の二の規定は、法第百十三条の四の七第三項において法第百十三条の

(新優先出資引受権付特定社債について準用する商法等の規定の読替え)

| 定を含む。) に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 | 八十条ノ十一の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する同法の規第十五条 | 法第百十三条の五の規定において新優先出資引受権付特定社債について商法第二百

第二百八十条ノ十一第二項 する第二百四条ノ二第三項 第二百八十条ノ十一第二項 読み替える商法の規定 において準用する第二百六 十七条第二項において準用 において準用する第二百六 -八条第五項 読み替えられる字句 第二百三十二条第二項 第二百六十六条第五項 定時総会 株主総会 資産の流動化に関する法律 社員総会 資産の流動化に関する法律 第七十三条第三項 定時社員総会 スル場合ヲ含ム) 五十三条第四項ニ於テ準用 第五十二条第二項 読み替える字句 (同法第

三項又は第四項」とあるのは、「第百十三条の五において準用する商法第二百八十条ノ十一項の規定を準用する場合においては、同項中「前項において準用する商法第二百六十七条第2 法第百十三条の五の規定において新優先出資引受権付特定社債について法第七十五条第三

给			
	する第三百五十一条第二項		
	十一条第六項において準用	第三百五十一条第二項	
	項又は資産流動化法第百七	条第六項において準用する	
	産流動化法第七十六条第二	条第二項又は第四百八十三	
	第五項において準用する資	いて準用する第三百四十六	号
	資産流動化法第百六十八条	第四百七十九条第四項にお	第九百三十八条第二項第一
	社員	株主	第八百八十八条第一項
		第五百三十六条第一項	号
	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項又は	第八百八十七条第一項第二
竺)若しくはこの節	
淮		る事件に係る部分に限る。	
一		節の規定による申立てに係	
		若しくは第一節(同章第一	
l 點	同節第一款若しくは第二款	同章第一節若しくは第二節	
る	第十二節第二款		
第	資産流動化法第二編第二章	第二編第九章第二節	第八百八十六条第一項
引	条第三項を除く。)		
第十	いて準用する第五百四十七		
	化法第百八十条第四項にお	\dashv	
	第十二節第二款(資産流動	百四十七条第三項を除く。	
の	資産流動化法第二編第二章	第二編第九章第二節(第五	第八百八十一条
項	を除く。)		
第十	おいて準用する第五百八条		
提	化法第百七十九条第一項に		
	第十二節第一款(資産流動	百八条を除く。)	
	資産流動化法第二編第二章	第二編第九章第一節(第五	第八百八十条第一項
0	社員	株主	第五百七十三条
第	第一項		

。| 第二項において準用する同法第二百六十七条第三項又は第四項 」と読み替えるものとする

短起の請求に係る電磁的方法の規定の準用) (不公正な価額で新優先出資引受権付特定社債を引き受けた者に対する支払を求める訴えの)

♡規定を準用する場合について準用する。──現において準用する同法第二百四条ノ二第二項場において準用する同法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百八十条ノ十一第二−五条の二 第三条の二の規定は、法第百十三条の五において商法第二百八十条ノ十一第二

(特定資本の増加について準用する有限会社法及び商法の規定の読替え)

3-7。一切の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとすが受けについて有限会社法第五十二条第二項において準用する商法第百七十五条第七項及び-五条の三 | 法第百十六条第三項の規定において特定資本の増加の場合における特定出資の

定記の特える有限会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条第二項において	株式申込人	特定出資ノ引受ヲ為サント
準用する商法第百七十五条		スル者
第七項	発起人	取締役
	株式申込証ノ用紙ノ内容タ	資産の流動化に関する法律
	ル事項ヲ記録シタル電磁的	第百十六条第三項ニ於テ準
	記録ニ株式申込証	用スル有限会社法第五十二
		条第一項ノ特定出資ノ引受
		ヲ証スル書面
	株式申込証ノ作成	特定出資ノ引受ヲ証スル書
		面ノ作成
	株式申込証卜	特定出資ノ引受ヲ証スル書
		面ト
第五十二条第二項において	株式申込証	特定出資ノ引受ヲ証スル書
準用する商法第百七十五条		面
第八項		

する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 第百七十三条第二項(第一号及び第二号を除く。)及び第二百四十六条第四項の規定を準用2 法第百十六条第三項の規定において特定資本の増加の場合の現物出資の調査について商法

第四十五条

(特定目的会社の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

法第百八十三条第一項の規定において特定目的会社の登記について商業登記法第

)及び第六十四条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に

読み替える商業登記法の規係る技術的読替えは、次の表四十六条(第四項を除く。)

次の表のとおりとする。

読み替えられる字句

読み替える字句

24

	第六十四条									第四十六条第三項			第四十六条第二項	定
	株主名簿管理人	会	総会、取締役会又は清算人	株主総会若しくは種類株主	て準用する場合を含む。)	第四百九十条第五項におい)又は第三百七十条(同法	いて準用する場合を含む。	(同法第三百二十五条にお	会社法第三百十九条第一項	会	総会、取締役会又は清算人	株主総会若しくは種類株主	
先出資社員名簿管理人	特定社員名簿管理人又は優			社員総会					一項	資産流動化法第六十三条第			社員総会	
2					第									

(制限される使用人)

これに準ずる者として内閣府令で定めるものとする。第四十六条 法第百九十八条に規定する政令で定める者は、営業所の業務を統括する者その他

定の読替え)
「資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する法及び証券取引法の規

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十七条第一項	特定目的会社の業務の運営	特定譲渡人が行う資産対応
		証券の募集等の取扱い
	若しくは事務所	、事務所その他の施設
第二百十八条	この法律	この法律若しくは第二百九
		条において準用する証券取
		引法
第二百十九条	業務開始届出を行った特定	第二百八条第二項の規定に
	目的会社	よる届出を行った特定譲渡

第百十六条第三項		
資産の流動化に関する法律	前項	第二百四十六条第四項
条ノ三第一項		
用スル有限会社法第五十二		
第百十六条第三項ニ於テ準		
資産の流動化に関する法律	前項	第百七十三条第二項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

(特定出資の引受けを証する書面の作成に係る電磁的記録)

類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。関府令で定めるところにより、あらかじめ、当該取締役に対し、その用いる電磁的記録の種規定する電磁的記録による特定出資の引受けを証する書面の作成をしようとするときは、内有限会社法第五十二条第二項において準用する商法第百七十五条第七項の規定により同項に第十五条の四一特定出資の引受けをしようとする者は、法第百十六条第三項において準用する

合は、この限りでない。

一合は、この限りでない。

一合は、この限りでない。

一合は、この限りでない。

一方に、当該取締役が再び前項の規定による承諾をした場別があったときは、法第百十六条第三項に規定する電磁的記録による特定出資の引受けを証する書面の作成を担む旨の申別があったときは、法第百十六条第三項において準用する有限会社法第五十二条第二項にお出があったときは、法第百十六条第三項において準用する有限会社法第五十二条第二項においます。

一方に、この限りでない。

一方に、この限りでない。

一方に、この限りでない。

一方に、当該取締役から書面

一方に、この限りでない。

(資産流動化計画の変更の通知に係る電磁的方法の規定の準用)

と読み替えるものとする。
「社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者」るのは、「社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者」「項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十三条中「社員」とあ第十五条の五 第十三条の規定は、法第百十八条の二第五項において法第百十三条の二の二第

)_ (反対優先出資社員の優先出資買取請求に対する支払について準用する商法の規定の読替え

流動化に関する法律第百十八条の四第三項」と読み替えるものとする。 五条ノ三の規定を準用する場合においては、同条第五項中「第三項」とあるのは、「資産の第十六条 法第百十八条の四第四項の規定において同条第三項の場合について商法第二百四十

(資産流動化計画の変更に反対する通知等に係る電磁的方法の規定の準用)

び第百十八条の六第三項において法第二十九条第四項の規定を準用する場合について準用す第十六条の二(第三条の三の規定は、法第百十八条の四第四項、第百十八条の五の二第五項及)

(世	売み替える名可	売み替えつしるご可	売み替える正幹又一ちつ見
		わりとする。	技術的読替えは、次の表のとおりとする。
とす	場合における同法の規定に係る	(昭和二十三年法律第二十五号)の規定を準用する場合における同法の規定に係る	券取引法(昭和二十三年法律符
るの	いを行う特定譲渡人について証	百九条の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について証	2 法第二百九条の規定において
二項	引法		
第十六	条において準用する証券取		
(この法律若しくは第二百九	この法律	第二百十九条第二号
		付資料又は第七条第二項の	
レレ		出に係る届出書若しくは添	
項の		二条第一項の規定による届	
レレ		届出、新計画届出又は第十	
の	出に係る	第十条第一項の規定による	
する	第二百八条の規定による届	業務開始届出、変更届出、	第二百十九条第一号
る。	人		

券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の規定を準用する場合における同法の規定に係る	とする
技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
読み替える証券取引法の規 読み替えられる字句 読み替える字句	(特定
定	第十七条

第三十三条

業務

第四十一条第一項

有価証券の売買等、

外国市

資産対応証券の募集等の取

扱いの業務

資産対応証券の募集等の取

扱いに係る取引

第四十二条第一項

第三十四条第二項第一号の 券店頭デリバティブ取引 場証券先物取引又は有価証

投資者

投資一任契約に係る業務と

して行うもの及び投資者

	第十条第一項の規算に引き	出に停る	0
	届出、新計画届出又は第十		しと
	二条第一項の規定による届		項の問
	出に係る届出書若しくは添		_ _ - -
	付資料又は第七条第二項の		
第二百十九条第二号	この法律	この法律若しくは第二百九	(特
		条において準用する証券取	第十六名
		引法	二項
法第二百九条の規定において	百九条の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について証	いを行う特定譲渡人について証	るのい
券取引法(昭和二十三年法律第	界二十五号)の規定を準用するB	十三年法律第二十五号) の規定を準用する場合における同法の規定に係る	とする
技術的読替えは、次の表のとおりとする。	わりとする。		
			, in

るときは、第三条の三中「特定社員」とあるのは「優先出資社員」と、法第百十八条の五 この場合において、法第百十八条の四第四項において法第二十九条第四項の規定を準用 |第五項において法第二十九条第四項の規定を準用するときは、第三条の三中「特定社員 規定を準用するときは、第三条の三中「特定社員」とあるのは「特定約束手形の所持人 あるのは「特定短期社債権者」と、 読み替えるものとする。 法第百十八条の六第三項において法第二十九条第四

定目的借入れに係る債権者に対する催告に係る電磁的方法の規定の準用)

は「催告」と、 の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十三条中「通知」とあ 第十三条の規定は、法第百十八条の七第二項において法第百十三条の二の二第 社員」とあるのは「特定目的借入れに係る債権者」と読み替えるもの

|社債権者集会の承認の決議について準用する法の規定の読替え|

第十七条 法第百十八条の五第六項の規定において同条第一項の規定による特定社債権者集会 えは、 の承認の決議について法第六十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替 次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十条第一項	優先出資社員	特定社債権者
	社員総会	特定社債権者集会
第六十条第三項	優先出資社員	特定社債権者

(優先資本の減少を行う社員総会の決議について準用する法及び商法の規定の読替え)

第十八条 法第百十八条の八第三項の規定において同条第一項の規定による優先資本の減少に 中「第一項」とあるのは、 ついて法第三十八条の二第三項及び第四項の規定を準用する場合においては、これらの規定 「第百十八条の八第一項」と読み替えるものとする。

2 権者ノ」とあるのは「特定社債権者ノ」と読み替えるものとする。 のは「特定社債権者ガ」と、「社債権者集会」とあるのは「特定社債権者集会」と、 商法第三百七十六条の規定を準用する場合においては、同条第三項中「社債権者ガ」とある 法第百十八条の八第三項の規定において同条第一項の規定による優先資本の減少について 「社債

(優先資本の減少について準用する商法の規定の読替え)

第四十二条第一項第五号

有価証券の売買若しくはそ

の受託等(媒介

取次ぎ又

扱いに係る取引

資産対応証券の募集等の取

有価証券の価格又はオプシ

資産対応証券の価格

ョンの対価の額

オプション取引

取引若しくは有価証券店頭 引又は有価証券オプション

扱いに係る取引

資産対応証券の募集等の取

せるおそれ

第四十二条第一項第一号

有価証券の売買その他の取

おそれ

証券業の信用を失墜させる

資産対応証券の募集等の取

扱いの業務の信用を失墜さ

第十九条 法第百十八条の十第一項の規定において法第百十八条の八及び第百十八条の九の規 準用する場合においては、 定による優先資本の減少を行う場合の優先出資の併合について法第四十九条第二項の規定を 同項中「前項」とあるのは、 「第百十八条の十第一項」と読み替

			_		
出資証券		おいて準用する第二百		三号は据ける行為をいぶ	
旧優先出資証券又ハ旧単位未満優先	旧株券	第二百二十条第四項に			
券	:			物取引又はこれに係る第二	
優先出資証券及単位未満優先出資証	株券	第二百二十条第四項		取引等(有価証券指数等先	
	村云	Ē	扱いに係る取引	引又は有価証券指数等先物	
夏安七十十八万	朱弋	第二 写二十条第二頁前	資産対応証券の募集等の取	有価証券の売買その他の取	第四十二条第一項第十号
単位未満優先出資ノ	端株ノ			百六十二条の二	
優先出資社員	株主		号	第四十七条第三項及び第	
優先出資ヲ	株式ヲ		この号及ひ次条第一項第一	この号の次条第一項第一号	
優先出資一口	一株	第二百二十条第一項		ジテリバテ	
出資証券			資産対応証券の募集等の取	有価証券の売買等又は有価	第四十二条第一項第六号
新優先出資証券又ハ新単位未満優先	新株券			号において同じ。)	
出資証券				内閣府令で定める事項。次	
旧優先出資証券又ハ旧単位未満優先	旧株券	第二百十六条第一項			
優先出資証券	株券	第二百十五条第四項		バティブ取引にあつては、	
優先出資証券	株券			取引又は有価証券店頭デリ	
優先出資ノ口数	株式ノ数			取引、有価証券オプション	
第三項			価格 格		
条の十二於テ準用スル第二百十四条					
資産の流動化に関する法律第百十八	前条第三項	第二百十五条第三項		事項。次号において同じ。	
優先出資社員及優先出資社員名簿	株主及株主名簿			のとして内閣府令で定める	
十四条第三項				は、売買の別に相当するも	
条の十第一項ニ於テ準用スル第二百				デリバティブ取引にあつて	
資産の流動化に関する法律第百十八	前条第三項			ョン取引又は有価証券店頭	
券			る取引の別	先物取引、有価証券オプシ	
優先出資証券及単位未満優先出資証	株券	第二百十五条第一項	売買の別又はこれに相当す	売買の別(有価証券指数等	
優先出資証券	株券			くはその受託等	
優先出資ノロ数	株式ノ数	第二百十四条第三項		店頭デリバティブ取引若し	
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定		ン取引の受託又は有価証券	
		のとおりとする。		若しくは有価証券オプショ	
で含む。)に係る技術的読替えは、次の表	いて準用する同法の規定を	当該規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。		、有価証券指数等先物取引	
る優先資本の減少を行う場合の優先出資の併合について商法の規定を準用する場合における	場合の優先出資の併合につ	る優先資本の減少を行う場		ことをいう。以下同じ。)	
法第百十八条の十第一項の規定において法第百十八条の八及び第百十八条の九の規定によ	頃の規定において法第百十	2 法第百十八条の十第一項		託等」という。)を受ける	
			_		

えるものとする。

は代理の申込み(以下「委

この条及び第六十五条の二	
工	
ハて「有価証券等」というイブ取引(以下この条にお	
くは有価証券店頭デリバテ	
券	
等先物取引、オプション、	
有価証券又は有価証券指数	
引等」という。)	
有価証券の売買その他の取	
引(以下この条において	
価証券店頭デリバティブ取	
場証券先物取引若しくは有	
券オプション取引、外国市	
券指数等先物取引、有価証	
取引を除く。)又は有価証	
売買その他の政令で定める	
定められている買戻条件付	
引(買戻価格があらかじめ	뭐
有価証券の売買その他の取	第四十二条の二第一項第一
証券業	
等	
証券店頭デリバティブ取引	
以下同じ。)若しくは有価	
三号に掲げる行為をいう。	
係る同項第二号若しくは第	
オプション取引又はこれに	
プション取引等(有価証券	
以下同じ。)、有価証券オ	
	引 価 場 取 券 と 券 下 店 焼 の れ の 展 券 で 。)

3		
法第百十八条の十の規字		十六条第一項
の規定において法第百十八条の		新株券
八及び第百十八条の九の規定による優先	出資証券	新優先出資証券又ハ新単位未満優先

とする。 (当該規定において準用する同法の規定を含む。) に係る技術的読替えは、次の表のとおり (当該規定において準用する同法の規定を含む。) に係る技術的読替えは、次の表のとおり資本の減少の無効の訴えについて商法第三百八十条の規定を進用する場合における当該規定 法第百十八条の十の規定において法第百十八条の八及び第百十八条の九の規定による優先

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十条第三項に	前項	資産の流動化に関する法律第百十八
おいて準用する第百五		条の十二於テ準用スル第三百八十条
条第二項		第一項
第三百八十条第三項に	合併	優先資本ノ減少
おいて準用する第百九		
条第一項		
第三百八十条第三項に	設立	優先資本ノ減少
おいて準用する第百三		
十七条		

定目的会社の清算人について準用する商法の規定の読替え)

術的読替えは、次の表のとおりとする。	とする。	
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十七条ノ三第一項	総会	社員総会
及び第二項		
第二百三十七条ノ三第三項	第二百二十二条第二項	資産の流動化に関する法律
において準用する第二百四		第五十二条第二項(同法第
条ノ二第三項		五十三条第四項ニ於テ準用
		スル場合ヲ含ム)
第二百三十八条	総会	社員総会
第二百四十四条第六項	前項ニ掲グルモノニ、同条	前項ニ掲グル資料
	第七項ノ規定ハ子会社ノ前	
	項ニ掲グルモノ(子会社ガ	
	有限会社ナルトキハ有限会	
	社法第四十一条ニ於テ準用	

等文は子法人等 親会社 (特定譲渡人たる法) を行使することができない でき 会社法第八百七十九条 第三項の規定により譲決権を除 が こいての議決権を除 が こいての議決権を除 が ことができない を有するとみなされる株式 についての議決権を除 が の過半数を保有している とができない が の過半数を保有している とができない が の過半数を保有している (株式についての議決権を除 が の過半数を保有している (株式会社をいう。) の (金社法第八百七十九条 第三項の規定により議決権を除 (株主総会におり (株式会社をいう。) の (金社法第八百七十九条 (株式会社をいう。) の (金社法第八百七十九条 (株式会社をいう。) の (金社法第八百七十九条 (株式会社をいう。) の (金社法第八百七十九条 (株式会社をいう。) (金社法第次の (本式会社をいう。) (金社法第次の (本式会社をいう。) (金社法第次の (本式会社をいう。) (金社法第次の (本式会社をいう。) (金社法第次の (金社法第次の (本式会社をいう。) (金社法第次の (金社法第次の (本式会社をいう。) (金社法第次の (金社法第次の (本式会社をいう。) (金社法第次の (金社法第次の (金社法第次の (本式会社をいう。) (金社法第次の (金社法第次の (本式会社をいう。) (金社法第次の (金社法第次の (本式会社をいう。) (金社法第次の (本式会社をいう。) (金社法第次の (金社法第次の (本式会社をいう。) (金社法第次の (本式会社をいう。) (金社法第次の (金社法第次の (本式会社をいう。) (金社法第次の (金社法第次 (金社法第文 (金社法第次 (金社法第文 (金社法第文 (金社法第文 (金社法》 (金社法第文 (金社法》 (金社(金社法》 (金社法》 (金社法》 (金社法》 (金社法》 (金社法				
資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 がて決議をすることができないできないできないできないできないできないできないできないできないできない		決権の過半数を(特定譲渡人が)		
資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 がて決議をすることができないできるとみなされる失れる を有するとみなされる失れる を有するとみなされる を有するとみなされる 株式についての議決権を除 を有するとみなされる を有するとみなされる 株式についての議決権を除	의 취 최)の過半数を保有しているについての議決権を含む。		
資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 でき、会社、特定譲渡人たる法 人の議決権(株主総会においての議決権(株主総会においての議決権(株主総会においての議決権を許ることができるとができるとができるとができる。	出 条	を有するとみなされる株式		
(株式についての議決権 を行使することができないできないできないできないできない) 「資産対応証券の募集等の取りでは、 資産対応証券の募集等の取りでは、 でできるにおりできるにおいての議決権(株主総会においての議決権(株主総会においての議決権)を行使することができるとができないできる。	及	第三頁の見足こより 義や歯き、会社法第八百七十九条		
資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 類いに係る取引 資産対応証券の募集等の取 扱いの業務の状況が次の 大の議決権(株主総会において決議をすることができ る事項の全部につき議決権 を行使することができない	合	株式についての議決権を除		
変産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 がいて決議をすることができ る事項の全部につき議決権	+1	を行使することができない		
資産対応証券の 資産対応証券の 資産対応証券の 資産対応証券の 類いに係る取引 資産対応証券の 類いに係る取引 類いに係る取引 類いの業務の状況が次の 取りの業務の状況が次の 取りの業務の状況が次の 取りの業務の状況が次の 取りの業務の 取りの業務の 取り、に係る取引 をいう。	第二	る事項の全部につき議決権		
及いに係る取引 資産対応証券の募集等の取 変産対応証券の募集等の取 をいう。 資産対応証券の募集等の取 で変産対応証券の募集等の取 をいう。	اہ	いて決議をすることができ		
親会社(特定譲渡人たる法) 資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 原産対応証券の募集等の取 取 の	ſ	人の議決権(株主総会にお		
授いに係る取引 資産対応証券の 資産対応証券の 変産対応証券の 変産対応証券の 事集等の取 の業務の状況が次の 取りの業務の状況が次の の業務の状況が次の 取りの業務の状況が次の 取り、ここの、の表表の の、表表。 の、表表の の、表表。 の 、表表の の 、表表。 の 、表。 の 、表表。 の 、表表。 の 、表表。 の 、表表。 の 、表表。 の 、表表。 の 、表表。 の 、。 の 、表表。 の 、表。 の 、表。 の 、表。 の 、。 の 、 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。			親法人等又は子法人等	第四十五条第一号
資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取		扱いの業務		
資産対応証券の 資産対応証券の 資産対応証券の 資産対応証券の 資産対応証券の 資産対応証券の り ででいう。 をいる、 の取り、 の取り、 の取り、 の取り、 の取り、 の取り、 の取り、 の取り、 の取り、 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの		資産対応証券の募集等の取	業務	第四十三条第二号
資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 数いに係る取引 資産対応証券の募集等の取			はその委託等	
資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 変産対応証券の募集等の取			頭デリバティブ取引若しく	
変産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 変産対応証券の募集等の取			取引の委託又は有価証券店	
変産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 変産対応証券の募集等の取 変産対応証券の募集等の取			若しくは外国市場証券先物	
資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取			、有価証券オプション取引	
変産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取			、有価証券指数等先物取引	
資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 変産対応証券の募集等の取 がいに係る取引 変産対応証券の募集等の取	£1£1	扱いに係る取引	売付け若しくはその委託等	
変産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 変産対応証券の募集等の取		資産対応証券の募集等の取	有価証券の買付け若しくは	第四十三条第一号
資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取 をいう。	£-£-a	扱いの業務の状況が次の		
資産対応証券の募集等の取 変産対応証券の募集等の取	£06.0	\mathcal{O}	業務の状況が次の	第四十三条
資産対応証券の募集等の取 数いに係る取引 をいう。				
をいう。 資産対応証券の募集等の取 数いに係る取引 をいう。	1		木	
扱いに係る取引 資産対応証券の募集等の取 資産対応証券の募集等の取	أحدما	をいう。	をいう。以下この条及び第	第四十二条の二第三項
資産対応証券の募集等の取資産対応証券の募集等の取	6-6-1	扱いに係る取引	引等	
資産対応証券の募集等の取	Az I	募集等の	有価証券の売買その他の取	第四十二条の二第二項各号
扱いに係る取引	ا, ر	資産対応証券	有価証券等	
	6-6-1	扱いに係る取引	引等	号及び第三号
		資産対応証券の募集等の取	有価証券の売買その他の取	第四十二条の二第一項第二

	についての議決権を含む。			
	を有するとみなされる株式			
	第三項の規定により議決権			
	き、会社法第八百七十九条			
	株式についての議決権を除			
法	を行使することができない			
	る事項の全部につき議決権			
第二	いて決議をすることができ			
	人の議決権(株主総会にお			
	親会社(特定譲渡人たる法	親法人等又は子法人等	第四十五条第三号	第
	をいう。)			
	を保有されている株式会社			
	る場合における当該議決権			
	の議決権の過半数を保有す			
	会社(特定譲渡人が総株主			
	株式会社をいう。)又は子			
)の過半数を保有している			
	についての議決権を含む。			
	を有するとみなされる株式			
	第三項の規定により議決権			
	き、会社法第八百七十九条			
	株式についての議決権を除			
	を行使することができない			
	る事項の全部につき議決権			
	いて決議をすることができ			
	人の議決権(株主総会にお			
	親会社(特定譲渡人たる法	親法人等又は子法人等		
	扱い	行為		
	資産対応証券の募集等の取	第二条第八項各号に掲げる	第四十五条第二号	第
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ティブ取引		
	扱いご系る取引	別又は有価証券店頭デリバ		
第二	資産対応証券の募集等の取	有価証券の売買その他の取		
	をいう。)			
	を保有されている株式会社			
	る場合における当該議決権			

二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(特定目的会社の特別清算について準用する商法の規定の読替え)

係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に第二十一条 法第百三十一条第二項の規定において特定目的会社の特別清算について商法の規

第百三十一条第一項		
質産の流動化に関する法律	第三百八十一条第一項	第四百五十六条第一項にお
四項ノ各債権者		
準用スル第四百三十九条第		条第一項本文
第百三十一条第二項ニ於テ		いて準用する第二百三十二
資産の流動化に関する法律	各株主	第四百四十二条第二項にお
		項後段
	行手続	用する第三百八十三条第二
及仮処分	、仮処分及企業担保権ノ実	第四百三十三条において準
		項前段
	実行	用する第三百八十三条第二
若ハ仮処分	、仮処分若ハ企業担保権ノ	第四百三十三条において準
		項
	行手続	用する第三百八十三条第一
破産手続	破産手続及企業担保権ノ実	第四百三十三条において準
第百三十一条第一項		
資産の流動化に関する法律	前条第一項	第四百三十二条
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

(特定目的会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え)

法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。年法律第十四号)の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同第二十二条 法第百四十条の規定において特定目的会社について非訟事件手続法(明治三十一

(以下資産流動化法	四十八号)第五十八条、第	
資産の流動化に関する	商法(明治三十二年法律第	第百二十六条第一項
		の規定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える非訟事件手続法

を保有されている株式会社の議決権の過半数を保有する場合における当該議決権の過半数を保有する場合における当該議決権主
この近半数で任不し、いる

券取引法施行令の準用) (特定譲渡人が行う資産対応証券の募集等について情報通信の技術を利用する方法に係る証

する。 第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用第四十一条第二項において準用する同法第四十八条(法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。)において証券取引法第四十八条 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の六の規定は、法

66 VI. BB	리터귀리 1+		
大項 (円) (日) (日)	二株券等の保管及び振替にビ第五十二条ノ二第一項、第四十五条及二第一項、第四十五条及	二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ十八第二項及二百八十条ノ十八第二項及第一項、第百七十三条第二項、第百七十三条第二百六十条ノ四第六項、第二百九十一条第二項、第一百九十一条第二項、第二百九十一条第二項、第二百九十三条ノ八第一項、第二百九十三条ノ八第一項、第二百九十三条ノ八第一項、第二百九十三条ノ八第一項、第二百九十三条ノ八第一項、第二百九十三条ノ八第三項、第二百九十三条ノ八第三項、第二百九十三条ノ八第三項、第二百九十三条ノ八第三項、第二百九十三条ノ八第三項、第二百九十三条ノ八第三項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二	第二百六十三条第七項、第 可七十条/二第一項但書、第 一項、第二百二十条第二項 項、第二百二十四条/四第 項、第二百四十五条/三第四 項、第二百四十五条/三第四 項、第二百四十六条第三項 第二百四十六条第二項
第百十八規二十八規二十八規二十八規二十八規一十八規一十八規一十八規一十八規一十八規一十十八規一十	ノ規定、資産流動化法第五九条第一項及ビ第三項ニ於 大条第二項前段ノ規定、資産 条第二項前段ノ規定、資産 のより があれる いっぱん いん	十九条第四項、第百十条第 大項及ビ第百十三条の四の 七第五項ニ於テ準用スル商 産流動化法第二十九条第八 項(同条第九項ニ於テ準用 スル場合ヲ含ム)ニ於テ準 用スル商法第二百四条ノ四 第一項ノ規定、資産流動化 法第四十八条の五ニ於テ準 用スル商法第二百二十条月 一項ストラール 活第四十八条の五二於テ準 用スル商法第二百二十条月 一項ストラール 一面、 一面、 一面、 一面、 一面、 一面、 一面、 一面、)第十七条第一項ニ於テ準 用スル商法(明治三十二年 法律第四十八号)第五十八 条ノ規定、資産流動化法第 七十八条ニ於テ準用スル商 法第七十条ノ二第一項但書 ノ規定、資産流動化法第二 十二条第二項ニ於テ準用ス ル商法第百七十三条第四項

		十一条ノ二第一項(有限会	
	会社	会社(親会社(商法第二百	
第一項ノ規定	十二条ノ三第		
テ準用スル有限会社法第五	テ準用スル		
化法第百十六条第三項二於一第三項之裁定立第三項	化法第百十		
第三頁, 見三立 昼重充肋 百三十七条ノ二第二項及ビ	百三十七条		
用スル商法第二	項ニ於テ準用ス		
項並ニ同条第二	百五条第一		
資産流動化法第	項ノ規定、		
十七条ノ二第二項及ビ第三	十七条ノニ		
於テ準用スル商法第二百三	於テ準用ス		
項並ニ同条第二項ニ	条第一項並		
資産流動化法第五十五	定、資産流		
化法第二十二条第一項ノ規	化法第二十		
規定、資産流動	八第二項ノ規定、		
スル商法第二百八十条ノ十	スル商法第		
五十六条第三項ニ於テ準用	五十六条第		
十三年法律第七十四号)第	十三年法律:		
スル有限会社法(昭和	準用スル有		
法第百十六条第三項ニ於テ	法第百十六		
八第二項及ビ資産流動化	十八第二項		
用スル商法第二百八十条ノ	用スル商法:		
第四十九条第一項ニ於テ準	第四十九条:		
、資産流動化法	三項ノ規定、		
ル商法第二百八十条ノ八第	ル商法第二		
十六条第三項ニ於テ準用ス	十六条第三		
資産流動化法第百	ノ規定、資		
商法第二百五十八条第二項	商法第二百		
項ニ於テ準用スル	四条第一項		
八条及ビ第八十	化法第七十		
規定、資産流動	条第二項ノ規定、		
資産流動化法第六十一	定、資産流		
ノ三第四項ノ規	百四十五条ノ三第四項		
項ニ於テ準用スル商法第二	項ニ於テ準		

第百三十一条第一項	第百三十条	第百二十九条ノ三	第百二十九条ノ二	第百二十九条第一項	第百二十八条第一項	
要スル事由、同法第二百三間、別定ニ依リ検査ノ許可ヲ申規定ニ依リ検査ノ許可ヲ申	株主総会 株主総会 株主総会	商法第百七十三条第一項第百八十一条第一項、第二百四十六条第二項、第二百八十条ノ八第一項又ハ第一八十条ノ八第一項、第二百八十条ノ八第一項、第二百八十条ノ八第一項、第二百八十条ノ八第一項、第二十四条第一項	商法第二百九十四条第一項	ハ第二百八十条ノ八第三項の法第百七十三条第四項又	商業登記法	社法第二十四条第一項ニ於 定スル親会社ヲ謂フ以下之 にスル親会社ヲ謂フ以下之 ニ同ジ)ノ株主又ハ社員ガ 子会社(商法第二百十一条 ノ二第一項ニ規定スル子会 社ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ 社ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ トキハ子会社)
場合ヲ含ム) ニ於テ準用ス 四項(資産流動化法第五十四条第 一項ニ於テ準用スル	社員総会 八第百五条 八第百五条	資産流動化法第二十二条第 一項、第五十五条第一項、 第六十一条第二項若ハ第百 五条第一項又ハ資産流動化 法第百十六条第三項ニ於テ 連用スル有限会社法第五十	項資産流動化法第百五条第一	資産流動化法第二十二条第二項ニ於テ準用スル商法第三百二於テ準用スル商法第三項ニ於テ準用スル商法第三項ニ於テ準用スル商法第	二於テ準用スル商業登記法資産流動化法第百三十四条	

第百三十二条ノ六第一項	第百三十二条ノ五第二項								第百三十二条ノ五第一項								第百三十二条ノ四第一項					第百三十二条ノ三							第百三十二条ノ二第一項			
商法第二百四十五条ノ三第	業務代行者又ハ職務代行者	業務代行者又ハ職務代行者		合ヲ含ム)	項第二号ニ於テ準用スル場	例法第二十一条の十四第七	第二百七十一条並ニ商法特	書(同法第百四十七条及ビ	商法第七十条ノ二第一項但	準用スル場合ヲ含ム)	十一条の十五第三項ニ於テ	十四第七項第五号及ビ第二	の九第六項、第二十一条の	並ニ商法特例法第二十一条	項及ビ第二百八十条第一項	(同法第二百六十一条第三	商法第二百五十八条第二項	<u>4)</u>	六二於テ準用スル場合ヲ含	項(同法第二百二十四条ノ	ビ第二百二十四条ノ五第一	商法第二百二十条第二項及	含ム)	三項ニ於テ準用スル場合ヲ	ビ第三百四十一条ノ十三第	百八十条ノ三十七第四項及	八十条ノ十四第一項、第二	二百十一条第三項、第二百	商法第百七十八条(同法第	執行役	総会	十七条第三項
資産流動化法第百十八条の	職務代行者	職務代行者	第七十条ノ二第一項但書	十一条ニ於テ準用スル同法	於テ準用スル商法第二百七	動化法第百三十条第一項二	ノ二第一項但書及ビ資産流	於テ準用スル商法第七十条	資産流動化法第七十八条二					条第二項	準用スル商法第二百五十八	ビ第八十四条第一項ニ於テ	資産流動化法第七十八条及	化法第百十八条第二項	項前段ノ規定並ニ資産流動	スル商法第二百二十条第二	一項及ビ第三項ニ於テ準用	資産流動化法第四十九条第			十八条	ニ於テ準用スル商法第百七	第百十三条の四の七第五項	四項、第百十条第六項及ビ	資産流動化法第三十九条第	清算人	社員総会	項の一項の一項の一項の一項の一項の一項の一方で、「一」

第百三十三条ノ二第一項	지 회 배	第百三十二条ノ七第一項 お		
含ム) 含ム) 含ム)	マハ其準用規定 手方又ハ其株式 手方又ハ其株式 手方又ハ其株式	商法第二百四条ノ四第一項株主	四項四項十五条ノ三第	外面第五項、第三百四十九条第二項(同法第三百七十一合ヲ含ム)、第三百五十五条条第二項(同法第三百七十一合ヲ含ム)、第三百七十四条ノ三第二項(同法第三百七十四条ノ三十一第三百七十四条ノ三十一第三百七十四条ノニ十三第二項、第四百八条ノ三第二項、第四百八条ノ三第二項、第四百八条ノ三第二項、第四百八条ノ三第二十四条ノニ十三第二十四条ノニ十三第二十四条ノニ十三第二十四条ノニ十四条ノニ十四条ノニ十四条ノニ十二条ノニ第三十一二条ノニ第二十一条ノニ第二十一条ノニ第二十一条ノニがデルを対して、第三のは、第三のは、第三のは、第三のは、第三のは、第三のは、第三のは、第三のは
資産流動化法第四十九条第 一項ニ於テ準用スル商法第 二百八十条ノ十八第二項及 ビ資産流動化法第百十六条 第三項ニ於テ準用スル有限 会社法第五十六条第三項ニ 於テ準用スル有限	川 (同条第九項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準制を社員又ハ特定持分ヲ取得シタル者及ビ社員総会ガ湯渡ノ相手方又ハ其特定持分ヲ取が、	資産流動化法第二十九条第	同項	項法第二百四十五条/三第四

特定社債権者集会	社債権者集会	
一項ニ於テ準用スル商法資産流動化法第百十三条第	商法	第百三十五条ノ十七第一項
六項ニ於テ準用スル商法		
資産流動化法第百十一条第	同法	
六項ニ於テ準用スル商法		
資産流動化法第百十一条第	商法	第百三十五条ノ十六第一項
特定社債	社債	
百七十六条第三項ノ規定		
項ニ於テ準用スル商法第三		
産流動化法第百十八条第三		
十六条第一項ノ規定並ニ資		
三百二十五条及ビ第三百三		
、第三百二十条第五項、第	項及ビ其準用規定	
準用スル商法第三百十九条	項並ニ第三百七十六条第三	
法第百十三条第一項ニ於テ	五条、第三百三十六条第一	
第三項ノ規定、資産流動化	二十条第五項、第三百二十	
二第三百十四条第一項及ビ	項、第三百十九条、第三百	
条第三項、第三百十三条並	三百十四条第一項及ビ第三	
三百九条ノ四、第三百十二	第三項、第三百十三条、第	
六項ニ於テ準用スル商法第	百九条ノ四、第三百十二条	
資産流動化法第百十一条第	商法第三百九条ノ三、第三	第百三十五条ノ十五
		及
		第一項、第百三十五条ノ四
		条ノ四、第百三十五条ノニ
項ニ於テ準用スル商法		三十四条ノ三、第百三十四
資産流動化法第十七条第一	商法	第百三十四条第一項、第百
総社員	総株主	第百三十三条ノ三第一項
本ノ増加		
優先出資ノ発行又ハ特定資	新株発行	
十条ノ十八第二項		

項第二号ニ於テ準用スル場 但書 をおります。	一条並ニ商法特	準用する第百三十二条ノ五 書 (同法第百四十七条及ビ 一項	第百三十七条ノニにおいて 商法第七十条ノニ第一項但 資産	取締役	準用スル場合ヲ含ム)	十一条の十五第三項ニ於テ	十四第七項第五号及ビ第二	の九第六項、第二十一条の	並二商法特例法第二十一条	第一項 項及ビ第二百八十条第一項 二百日	準用する第百三十二条ノ四 (同法第二百六十一条第三 一項	第百三十七条ノニにおいて 商法第二百五十八条第二項 資産	社及ビ合資会社	算人ニ同条ノ規定ハ合名会	第百三十七条ノニ 株式会社及ビ有限会社ノ清 特定1	ヲ含ム)	第二項ニ於テ準用スル場合	十第二項及ビ第四百十六条	三項、第三百七十四条ノニ	項、第三百七十四条ノ四第 三百-	(同法第二百八十九条第四 三項	第百三十五条ノ二十一 商法第三百七十六条第三項 資産	社債管理会社特定法	一項	第百三十五条ノ二十第一項 商法 資産	一項	第百三十五条ノ十九第一項 商法 資産	一項	て準用する第百三十一条第	第百三十五条ノ十八におい 取締役又ハ執行役 特定	
但書の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	/ 13	一項ニ於テ準用スル商法第	資産流動化法第百三十条第	清算人						二百五十八条第二項	一項ニ於テ準用スル商法第	資産流動化法第百三十条第			特定目的会社					三百七十六条第三項	三項ニ於テ準用スル商法第	資産流動化法第百十八条第	特定社債管理会社	一項ニ於テ準用スル商法	資産流動化法第百十三条第	一項ニ於テ準用スル商法	資産流動化法第百十三条第	会社	目的会社又ハ特定社債管理	特定社債ヲ発行シタル特定	

							T		1	1	Т	
		第百三十八条ノ十第一項	第百三十八条ノ九	条第一項おいて準用する第百三十一第百三十八条ノ八第二項に	第百三十八条ノ八第二項	第百三十八条ノ七第一項	第一項準用する第百三十二条ノニ		第百三十八条ノ六	第百三十八条ノ四	第二項第百三十二条ノ五第百三十七条ノ二において	
(同法第四百五十一条二於	及ビ同法	商法	商法	取締役又ハ執行役	商法	準用規定	総発起人又ハ総取締役	又ハ其準用規定	商法第四百二十三条第二項	ハ其準用規定の法第百二十五条第四項又	業務代行者又ハ職務代行者	業務代行者又ハ職務代行者合ヲ含ム)
及ビ資産流動化法第百三十	商法一条第二項ニ於テ準用スルー条第二項ニ於テ準用スルー	第二項ニ於テ準用スル商法資産流動化法第百三十一条	第二項ニ於テ準用スル商法資産流動化法第百三十一条	清算人	第二項ニ於テ準用スル商法資産流動化法第百三十一条	四百二十九条一項ニ於テ準用スル商法第資産流動化法第百三十条第	総清算人	一項ニ於テ準用スル商法第 四百二十三条第二項ニ於テ準 可三十八条第二項ニ於テ準 用スル商法第四 日三十八条第二項ニ於テ準	資産流動化法第百三十条第	百二十五条第四項一項ニ於テ準用スル商法第資産流動化法第百三十条第	職務代行者	職務代行者

•			
	十五条ノ五十九並ニ第百三十五条ノ五十七、第百三十五条ノ五十八第一第百三十五条ノ五十七、	乃至第百三十五条ノ六十	第百三十八条ノ十五
	第一項第一項を法第八十七条		
	法第八十七条第一項及ビ資第二項ニ於テ準用スル破産		
	テ準用スル同法第四百三条		
	第四百四十四条第四項二於		六十二
	第二項ニ於テ準用スル商法	テ準用スル破産法第八十七	百三十五条
	資産流動化法第百三十一条	商去第四百三条第二項二於	第百三十八条ノ十四におい
30	第二項ニ於テ準用スル商法資産流動化法第百三十一条	商法	第百三十八条ノ十三
			五第二項
			て準用する第百三十二条ノ
	清算人	業務代行者又ハ職務代行者	第百三十八条ノ十二におい
	第二項ニ於テ準用スル商法		
	資産流動化法第百三十一条	商法	第百三十八条ノ十二
	ル同法第四百五十条第二項		
	四百五十一条ニ於テ準用ス		
	二頁ニペテ 善用マレ箭 長 寛 産流動化法第百三十一条第		
	第四百五十条第二項及ビ資	準用スル場合ヲ含ム)	
	第二項ニ於テ準用スル商法	同法第四百五十一条ニ於テ	
	資産流動化法第百三十一条	商法第四百五十条第二項(第百三十八条ノ十一
	第二項		
	ПП		
	商法第四百五十一条ニ於テ		
	一条第二項ニ於テ準用スル	テ準用スル場合ヲ含ム)	

て準用する第百三十五条ノー商法第四百二条	第百三十八条ノ十五におい 第百三十八条ノ十五におい 第百三十五条ノ三十八	五十 第百三十八条ノ十五におい 商法第三百八十六条第一項	四十九四十九 第百三十八条ノ十五におい 商法第三百八十六条第一項	四十八四十八条ノ十五におい商法第三百八十六条第一項第百三十八条ノ十五におい商法第三百八十六条第一項	四十一第一項 四十一第一項 第百三十八条ノ十五におい 商法第三百八十六条第一項	四十四十の第百三十五条ノ第二号第百三十八条ノ十五におい商法第三百八十六条第一項	三十八第二項 三十八第二項 商法	三十七第一項 三十七第一項 高法 第百三十八条ノ十五におい 商法
第二項ニ於テ準用スル商法資産流動化法第百三十一条	三十五条ノ三十八第二項がテ準用スル第百三十八条がテ準用スル第百三十八条	第四百五十四条第一項第五第四百五十四条第一項第五十四条第一項第五十四条第一項第五十四条第一項第五十二条	項 資産流動化法第百三十一条 第四百五十四条第一項第四	項 資産流動化法第百三十一条 第四百五十四条第一項第三	第四百五十二条第一項第二項ニ於テ準用スル商法項資産流動化法第百三十一条	項 資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法	第二項ニ於テ準用スル商法第二項ニ於テ準用スル商法	スル同法 第四百三十三条ニ於テ準用 第四百三十三条ニ於テ準用

	第百三十九条第七号		第百三十九条第六号				第百三十九条第四号			六十	て準用する第百三十五条ノ	第百三十八条ノ十五におい	五十九
	新株発行又ハ資本減少	ハ有限会社ノ社員総会	創立総会若クハ株主総会又	監査役若クハ	人又ハ有限会社ノ取締役、	役、代表執行役若クハ清算	執行役、監査役、代表取締			商法第四百二条	項	第百三十五条ノ五十八第二	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	優先出資ノ発行		社員総会				監査役又ハ	第四百五十五条	第二項ニ於テ準用スル商法	資産流動化法第百三十一条	項本文	第百三十五条ノ五十八第二	第四百五十五条

の他これに準ずる者として内閣府令で定めるものとする。第二十三条法第百四十二条の三に規定する政令で定める者は、営業所の業務を統括する者を

(法第百四十二条の三に規定する政令で定める者)

第二十四条 削除

定の読替え)
「復産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する法及び証券取引法の規

りとする。 人について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとお第二十五条 法第百五十条の四の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡

目的会社	第百五十八条			第百五十七条この法律	若しく		第百五十六条第一項特定日	記み者える 活の対気 記み表
社	業務開始届出を行った特定			(律)	若しくは事務所		特定目的会社の業務の運営	訪みをえられる字句
定による届出を行った特定	第百五十条の三第二項の規	券取引法	条の四において準用する証	この法律若しくは第百五十	、事務所その他の施設	証券の募集等の取扱い	特定譲渡人が行う資産対応	訪み程える字句

	出こ系る届出書告しくは添出、新井条第一項の規定による届開出、新計画届出又は第十第十条第一項の規定による	譲渡人
	ての法律である。	この法律若しくは第百五十
		券取引法 参の四において準用する証
2 法第百五十条の四の規定にお	法第百五十条の四の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人につい	取扱いを行う特定譲渡人
係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。て証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)		の規定を準用する場合における同法の規定に
定読み替える証券取引法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十三条	業務	扱いの業務資産対応証券の募集等の取
第四十一条第一項	有価証券の売買等、外国市	資産対応証券の募集等の取
	券店頭デリバティブ取引場証券先物取引又は有価証	扱いに係る取引
第四十二条第一項(第二号	第三十四条第二項第一号の	投資者
から第四号まで及び第七号から第四号まで及び第七号	して行うもの及び投資者投資一任契約に係る業務と	
	証券業	吸いの業務 資産対応証券の募集等の取
	有価証券の売買その他の取	資産対応証券の募集等の取
	引又は有価証券オプション	扱いに係る取引
	取引若しくは有価証券店頭	
	オプション取引	
	ョンの対価 有価証券の価格又はオプシ	資産対応証券の価格
	有価証券の売買若しくはそ	資産対応証券の募集等の取
	の受託等(媒介、取次ぎ又	扱いに係る取引
	は代理の申込み(以下「委	

	等 一部 一部 三号に掲げる行為をいう。 三号に掲げる行為をいう。 三号に掲げる行為をいう。 一部 があるに表がしては第 があるに表がしては第 のであるによれに があるにあるによれに があるにあるによれに があるにあるによれに があるにあるによれに があるにあるによれに があるにあるによれに があるに がある。 があるに があるに がある。 がある がある。 がある がある。 がある。 がある がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がる がる。 がる がる。 がる がる がる がる がる がる がる がる がる がる
扱いに係る取引	以下同じ。)、有価証券オーリンで同じ。)、有価証券オーリンでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して
号この号及び次条第一項第一扱いに係る取引	百六十二条の二 、第四十七条第三項及び第 この号、次条第一項第一号 正券店頭デリバティブ取引
売買の別又はこれに相当す	売買の別(有価証券指数等 売買の別(有価証券お引い でとして内閣府令で定める が、売買の別に相当するも でとして内閣府令で定める のとして内閣府令で定める のとして内閣府令で定める
	にとをいう。)を受ける 「有価証券指数等先物取引 「有価証券指数等先物取引 「有価証券指数等先物取引 「おりの受託又は有価証券 「おりの受託又は有価証券 「おりの受託という。以下同じ。) 「なるの受託等」という。)を受ける

_			
	吸いの業務の募集等の取り	業務	第四十三条
		ist co	
		じ。日子多第二項において同	
	をいう	- 3	第四十二条の二第三項
		う。人 こう こと と	第日一一会の一等三百
	扱いに係る取引資産対応証券の募集等の取り	引等 有価証券の売買その他の取	第四十二条の二第二項
	資産文品書は	する 一方面 三分面 ラスコンス コード・アード アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・ア	(5) [1] (1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1
	資室対応正等 こ	宇田正等等こ	
	扱いに係る取引に	引等に	
	資産対応証券の募集等の取	有価証券の売買その他の取	
		第六項	
	この条	この条及び第六十五条の二	
		券店頭デリバティブ取引	
	扱いに係る取引	場証券先物取引又は有価証	
	資産対応証券の募集等の取	有価証券の売買等、外国市	
		o)	
		いて「有価証券等」という	
		ィブ取引(以下この条にお	
		くは有価証券店頭デリバテ	
		外国市場証券先物取引若し	
		等先物取引、オプション、	
	資産対応証券	有価証券又は有価証券指数	
		引等」という。)	
		有価証券の売買その他の取	
		引(以下この条において「	
		価証券店頭デリバティブ取	
		場証券先物取引若しくは有	
		券オプション取引、外国市	
		券指数等先物取引、有価証	
		取引を除く。)又は有価証	
		売買その他の政令で定める	
		定められている買戻条件付	
	扱いに係る取引	引(買戻価格があらかじめ	
	資産対応証券の募集等の取	有価証券の売買その他の取	第四十二条の二第一項
-			

																						第四十五条								
証券業	行為	第二条第八項各号に掲げる	ティブ取引	引又は有価証券店頭デリバ	有価証券の売買その他の取																	親法人等又は子法人等	はその委託等	頭デリバティブ取引若しく	取引の委託又は有価証券店	若しくは外国市場証券先物	、有価証券オプション取引	、有価証券指数等先物取引	売付け若しくはその委託等	有価証券の買付け若しくは
扱いの業務と関係の対象を対応証券の募集等の取り	扱い	資産対応証券の募集等の取		扱いに係る取引	資産対応証券の募集等の取	又は有限会社をいう。)	を保有されている株式会社	る場合における当該議決権	の議決権の過半数を保有す	譲渡人が総株主又は総社員	いう。)又は子会社(特定	る株式会社又は有限会社を	。)の過半数を保有してい	。以下この号において同じ	は持分に係る議決権を含む	るものとみなされる株式又	の規定により議決権を有す	議決権を除き、同条第五項	種類の株式又は持分に係る	一条ノ二第四項に規定する	人の議決権(商法第二百十	親会社(特定譲渡人たる法							扱いに係る取引	資産対応証券の募集等の取

券取引法施行令の準用) (特定譲渡人が行う資産対応証券の募集等について情報通信の技術を利用する方法に係る証

第三章 特定目的信託制度

(特定目的信託の信託財産について準用する法の規定の読替え)

る当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 して取得する資産について法第二百十二条(第四項を除く。)の規定を準用する場合におけ三十三条第一項に規定する信託会社等をいう。)が原委託者から特定目的信託の信託財産と第四十九条 法第二百二十四条の規定において特定目的信託の受託者となる信託会社等(法第)

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十二条第一項	取得	原委託者から特定目的信託
		の信託財産として取得
第二百十二条第二項	取得し、又は保有	有することとなる場合には
		、その数を超える部分の議
		決権に係る株式等を原委託
		者から特定目的信託の信託
		財産として取得
第二百十二条第三項	取得し、又は所有	原委託者から特定目的信託
		の信託財産として取得

における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 得し、又は所有する資産について法第二百十二条(第四項を除く。)の規定を準用する場合2 法第二百二十四条の規定において受託信託会社等が当該特定目的信託の信託財産として取

第二百十二条第二項 読み替える法の規定 一百十二条第一項 一百十二条第三項 取得 取得し、 取得 読み替えられる字句 又は保有 特定目的信託の信託財産と 得し、又は保有 的信託の信託財産として取 決権に係る株式等を特定目 有することとなる場合には 読み替える字句 特定目的信託の信託財産と して取得 その数を超える部分の議

> いて準用する。 参取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合につ 券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合につ が法第百五十条の四(法第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。)において証 第二十五条の二 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の六の規定は

第三章 特定目的信託制度

(特定目的信託の信託財産について準用する法の規定の読替え)

ける当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。として取得する資産について法第百五十一条(第四項を除く。)の規定を準用する場合にお十一条の二第一項に規定する信託会社等をいう。)が原委託者から特定目的信託の信託財産第二十六条 法第百六十三条の規定において特定目的信託の受託者となる信託会社等(法第三

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百五十一条第一項	取得	原委託者から特定目的信託
		の信託財産として取得
第百五十一条第二項	取得し、又は保有	有することとなる場合には
		、その数を超える部分の議
		決権に係る株式等を原委託
		者から特定目的信託の信託
		財産として取得
第百五十一条第三項	取得し、又は所有	原委託者から特定目的信託
		の信託財産として取得

おける当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 し、又は所有する資産について法第百五十一条(第四項を除く。)の規定を準用する場合に 2 法第百六十三条の規定において受託信託会社等が当該特定目的信託の信託財産として取得

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百五十一条第一項	取得	特定目的信託の信託財産と
		して取得
第百五十一条第二項	取得し、又は保有	有することとなる場合には
		、その数を超える部分の議
		決権に係る株式等を特定目
		的信託の信託財産として取
		得し、又は保有
第百五十一条第三項	取得	特定目的信託の信託財産と

して取得 して取得

(特定目的信託契約の期間)

及び政令で定める期間について準用する。第五十条第二項に規定する政令で定める特定資産の区分第五十条

(資産信託流動化計画の変更届出について準用する法の規定の読替え)

、次の表のとおりとする。 第九条第二項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは第五十一条 法第二百二十七条第二項の規定において同条第一項の規定による届出について法

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第二項	特定目的会社	受託信託会社等
第九条第三項	変更届出が資産流動化計画	第二百二十七条第二項にお
	の変更に係る場合	いて準用する第九条第二項
		の届出書
第九条第三項第一号及び第	資産流動化計画	資産信託流動化計画
一号		

(削る)

(社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件)

第五十二条 法第二百三十条第四号に規定する政令で定める条件は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 前号の配当は、六箇月ごと又は一年ごとに行うこと。

三~六 (略)

(受益証券の権利者について準用する会社法の規定の読替え)

を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 第五十三条 法第二百三十六条第二項の規定において受益証券の権利者について会社法の規定

権	株主名簿	
302.	株式会社	第百二十四条第一項
読	読み替えられる字句	読み替える会社法の規定

(特定目的信託契約の期間)

及び政令で定める期間について準用する。第二十七条第三条の規定は、法第百六十五条第二項に規定する政令で定める特定資産の区分

(資産信託流動化計画の変更届出について準用する法の規定の読替え)

			第九条第三項	第九条第二項	読み替える法の規定
資産流動化計画の変更が	変更後の資産流動化計画	の変更に係る場合	変更届出が資産流動化計画	特定目的会社	読み替えられる字句
が資産信託流動化計画の変更	変更後の資産信託流動化計	届出書の第九条第二項の	第百六十六条第二項におい	受託信託会社等	読み替える字句

第二十九条 削除

(社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件)

第三十条 法第百六十九条第四号に規定する政令で定める条件は、次に掲げるものとする。

一 (略)

一 前号の配当は、六月ごと又は一年ごとに行うこと。

三~六 (略)

て準用する第百四十八条各二百三十九条第一項におい	株券を登録株式質権者	
る行為をした 第百五十一条第四号に掲げ	前条第二項に規定する	
受託信託会社等	株券発行会社	第百五十三条第二項
受益証券の権利者	株主	
受託信託会社等	株式会社	第百五十一条
権利者名簿	株主名簿	
受託信託会社等	株式会社	第百四十八条
受益証券	株券	
権が設定された		
前条第一項の規定により質	前項の規定にかかわらず、	第百四十七条第二項
受益証券	株券	第百四十六条第二項
受益証券の権利者	株主	第百四十六条第一項
受託信託会社等	株式会社	第百六条
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規定
は、次の表のとおりとする。	日法の規定に係る技術的読替え	規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、
信託の受益権について会社法の	法第二百三十九条第一項の規定において特定目的信託の受益権につい	第五十四条 法第二百三十九条第
替え)	て準用する会社法の規定の読替え)	(特定目的信託の受益権につい
権利者名簿	株主名簿	
受託信託会社等	株式会社	第百五十条第一項
特定目的信託の受益権の	株式の	
受託信託会社等	株式会社	第百二十六条第四項
受託信託会社等	株式会社	
特定目的信託の受益権が	株式が	第百二十六条第三項
権利者名簿	株主名簿	
受託信託会社等	株式会社	第百二十六条第一項
特定目的信託の受益権の	株式の	
特定目的信託の受益権を	株式を	
受託信託会社等	株式会社	第百二十四条第四項
受託信託会社等	株式会社	第百二十四条第二項及び第

第七百十八条第三項		第七百十八条第一項	読み替える会社法の規定	とおりとする。	項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは	規定において権利者集会の招集	第五十五条 法第二百四十二条第	(権利者集会の招集等について		第二百十七条第六項	五項第二百十七条第四項及び第		第二百十七条第三項			第二百十七条第二項		第二百十七条第一項	第百五十四条第二項								第百五十三条第三項			
社債権者は	社債権者は	社債を	読み替えられる字句		場合におけるこれらの規定に	て権利者集会の招集又は種類権利者集会の招集につい	法第二百四十二条第四項(法第二百五十三条において準用する場合を含む。	(権利者集会の招集等について準用する会社法の規定の読替え)	株券	株主	株券	株主名簿	株券	株主	株券	数	株券	株主	株式会社					株券を登録株式質権者		前条第三項に規定する	株券発行会社			
受益証券の権利者は	受益証券の権利者は	特定目的信託の受益権を	読み替える字句		係る技術的読替えは、次の表の	ついて会社法第七百十八条第一	いて準用する場合を含む。)の	<u>گ</u>	受益証券	受益証券の権利者	受益証券	権利者名簿	受益証券	受益証券の権利者	受益証券	元本持分	受益証券	受益証券の権利者	受託信託会社等	れた質権者	簿に記載され、又は記録され、又は記録さ	て準用する第百四十八条各	二百三十九条第一項におい	受益証券を資産流動化法第	る行為をした	第百五十一条第五号に掲げ	受託信託会社等	れた質権者	簿に記載され、又は記録さ	号に掲げる事項が権利者名

•	
	0
3	
•	
	1
	=
-	H
	- +
•	7.
ò	
v	
,	_
	- (
-	
-	
3	

1	
J	
1	
-	
١	
1	
ı.	

第五十六条 条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 規定において権利者集会の決議の方法又は種類権利者集会の決議の方法について法第六十二 (権利者集会の決議の方法について準用する法の規定の読替え) 法第二百四十三条第三項(法第二百五十三条において準用する場合を含む。

一章 (ラグに置し)・サイトに	多くうりょうりょう せいしょ 語言の はんしょう 手間にしてい	10年(一方
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二条第一項	特定目的会社	受託信託会社等
	優先出資社員	受益証券の権利者
第六十二条第二項	特定目的会社	受託信託会社等
第六十二条第三項	優先出資社員	受益証券の権利者

(書面による議決権の行使について準用する会社法の規定の読替え)

第五十七条 法第二百四十五条第二項の規定において同条第一項の書面による議決権の行使に ついて会社法第三百一条第一項及び第三百十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規

定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三百十一条第四項								第三百十一条第三項	第二百十一条第二項	第三百十一条第一項				第三百一条第一項	読み替える会社法の規定	
株主						本店	株主総会	株式会社	株主	株式会社	う。)	「株主総会参考書類」とい	書類(以下この款において	株主	読み替えられる字句	1111 - 11
受益証券の権利者	は、主たる事務所)	掲げる金融機関であるとき	第三号から第十五号までに	に関する法律施行令第二条	融機関の信託業務の兼営等	本店(受託信託会社等が金	権利者集会	受託信託会社等	受益証券の権利者	権利者集会の招集者			書類	受益証券の権利者	読み替える字句	

(権利者集会の決議により定められた者について準用する会社法の規定の読替え)

株式会社

受託信託会社等

め	第五
	+
られた者につ	八多
者	71.1
こう	法第
1	H
く会	百四
土土	+
ム第	条
七百	第一
八	項
条及	の規
	定
び第七	にお
三	いて
+	の規定において同名
六条	条第
第	~ ·
二頃	項の
の相	権
シレ	者
疋を準	者集会
十甲する	かの
\sim	決議に
場合	に
合にお	より
お	定

けるこれらの規定に係る技術的	けるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	する。
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八条	社債権者	受益証券の権利者
第七百三十六条第三項	社債権者集会	権利者集会
	第一項に規定する事項につ	資産流動化法第二百四十六
	いての決定は、その過半数	条第一項の決議の執行は、
	をもって行う。	共同して行う。

(権利者集会について準用する会社法の規定の読替え)

同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。規定において権利者集会又は種類権利者集会について会社法の規定を準用する場合における第五十九条法第二百四十九条第一項(法第二百五十三条において準用する場合を含む。)の

第十百三十一多第二五	第七百二十四条株主から第七百二十五条第一項社債権者株主の株主の村債権者社債権者は	
マド (を毛言毛会上等) を	対応 対応 対応 対応 対応 対応 対応 対応	

(書面による決議について準用する法の規定の読替え)

三条第一項から第三項(第二号を除く。)までの規定を準用する場合におけるこれらの規定第六十条 法第二百五十条第三項の規定において書面による決議を行う場合について法第六十

(新設)

に係る技術的読替えは、
次の表のとおりとする。

受託信託会社等	特定目的会社	
受益証券の権利者	特定社員及び優先出資社員	第六十三条第三項
は、主たる事務所)		
掲げる金融機関であるとき		
第三号から第十五号までに		
に関する法律施行令第二条		
融機関の信託業務の兼営等		
本店(受託信託会社等が金	本店	
権利者集会	社員総会	第六十三条第二項
権利者集会	社員総会	
	できるものに限る。)	
を有する者に限る。)	て議決権を行使することが	
受益証券の権利者(議決権	特定社員(当該事項につい	第六十三条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

(種類権利者集会について準用する法等の規定の読替え)

合における法の規定(当該規定において準用する会社法の規定を含む。)に係る技術的読替第六十一条 法第二百五十三条の規定において種類権利者集会について法の規定を準用する場

えは、次の表のとおりとする。 いて準用する会社法第三百 第二百四十五条第二項にお 第二百四十三条第一項 第二百四十二条第四項 読み替える法の規定 書類(以下この款において 株主 総元本持分 総元本持分 読み替えられる字句 書類 分の合計 受益証券の権利者 受益権の元本持分の合計 当該種類権利者集会に係る ある種類の受益権の元本持 読み替える字句

第二百四十五条第二項にお

株主

受益証券の権利者

いて準用する会社法第三百

十一条第一項

いて準用する会社法第三百第二百四十五条第二項にお

株式会社

種類権利者集会の招集者

一条第一項

「株主総会参考書類」とい

受託信託会社等
種類権利者集会
本店(受託信託会社等が金
融機関の信託業務の兼営等
に関する法律施行令第二条
第三号から第十五号までに
掲げる金融機関であるとき
は、主たる事務所)
受益証券の権利者
受託信託会社等

(受益証券について準用する商法の規定の読替え)

第三十一条 法第百七十四条第三項の規定において受益証券について商法第二百六条第二項及 託会社等」と読み替えるものとする。 び第三項の規定を準用する場合においては、これらの規定中「会社」とあるのは、 「受託信

(受益証券の権利者について準用する商法の規定の読替え)

第三十二条 法第百七十五条第二項の規定において受益証券の権利者について商法の規定を準 用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)

質権者	質権者又ハ端株主	第二百二十四条ノ二第三項
ル事務所)		
ル金融機関ナルトキハ主タ		
第三号乃至第十五号ニ掲グ		
に関する法律施行令第二条		
融機関の信託業務の兼営等		
本店(受託信託会社等ガ金	本店	
受託信託会社等	会社	第二百二十四条ノ二第二項
受託信託会社等	会社	第二百二十四条ノ二第一項
第一項及第三項	前三項	第二百二十四条第四項
権利者名簿	株主名簿	
受託信託会社等	会社	第二百二十四条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定
10 () () () () () () () () () (、 サイルコル、「学で男グルイン才名自言者にいるで	リー・サイルコル・一名の尹

第二百二十四条ノ三第三項 (特定目的信託の受益権について準用する商法の規定の読替え) 会社 権利者名簿 受託信託会社等

第二百二十四条ノ三第一項

会社

受託信託会社等

株主名簿

第三十三条 を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 法第百七十八条第一項の規定において特定目的信託の受益権について商法の規定

で室具これ場合における間窓の	5 共分に任み打名自言者 こし	後の場合ですること
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三条第二項	株主	受益証券ノ権利者
第二百三条第三項	株主	受益証券ノ権利者
	会社	受託信託会社等
第二百七条	株券	受益証券
第二百八条	株主	受益証券ノ権利者
第二百九条第一項	会社	受託信託会社等
	株主名簿	権利者名簿
	株券	受益証券
第二百二十六条ノ二第一項	株主	受益証券ノ権利者
	株券ノ	受益証券ノ
	会社	受託信託会社等
第二百二十六条ノ二第二項	会社	受託信託会社等
	株券	受益証券
	株主名簿	権利者名簿
第二百二十六条ノ二第三項	会社	受託信託会社等
	株券	受益証券
第二百二十六条ノ二第四項	株主	受益証券ノ権利者
	株券	受益証券
	会社	受託信託会社等

(権利者集会の招集について準用する商法の規定の読替え)

(削る)

第三十四条 法第百八十一条第四項の規定において権利者集会の招集について商法第三百二十 る同法の規定を含む。 条第三項及び第五項の規定を準用する場合におけるこれらの規定(当該規定において準用す 第三百二十条第三項 に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 社債権者ハ 読み替える字句

受益証券ノ権利者ハ

(削る)

(権利者権がの決議の方法こついて推用する第三百二十条第五項におい 株主 受益証券ノ権利者

(権利者集会の決議の方法について準用する法の規定の読替え)

条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。第三十五条 法第百八十二条第三項の規定において権利者集会の決議の方法について法第六十

多の共気を到月でもあるしまり	多の対策で発見してお合いはいる言語対策の何を打得自言者とい	スピー 光の気のですいっている
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十条第一項	特定目的会社	受託信託会社等
	優先出資社員	受益証券の権利者
	社員総会	権利者集会
第六十条第二項	特定目的会社	受託信託会社等
第六十条第三項	優先出資社員	受益証券の権利者

(書面による議決権の行使について準用する商法特例法の規定の読替え)

下「商法特例法」という。)第二十一条の三の規定を準用する場合における当該規定(当該いて株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以第三十六条 法第百八十四条第二項の規定において同条第一項の書面による議決権の行使につ

■規定において準用する商法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする

十九条第六項	いて準用する商法第二百三	第二十一条の三第六項にお	第二十一条の三第四項	第二十一条の三第三項		第二十一条の三第二項	記の替える商法特例法の規
本店	総会	取締役	株主	株主総会	株主が	株主総会	読み替えられる字句
本店(受託信託会社等ガ金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号乃至第十五号ニ掲グル金融機関ナルトキハ主タル金融機関ナルトキハ主タ	権利者集会	受託信託会社等	受益証券の権利者	権利者集会	受益証券の権利者が	権利者集会	読み替える字句

(削る)

(権利者集会の決議により定められた者について準用する商法の規定の読替え)

」とあるのは、「受益証券ノ権利者」と読み替えるものとする。られた者について商法第三百九条ノ五の規定を準用する場合においては、同条中「社債権者第三十七条」法第百八十五条第二項の規定において同条第一項の権利者集会の決議により定め

(権利者集会について準用する商法の規定の読替え)

おける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。第三十八条 法第百八十八条の規定において権利者集会について商法の規定を準用する場合に

	第三百三十九条第五項	第三百三十九条第三項	第三百二十七条第二項		第三百二十六条		第二百三十九条ノ四第三項	百三十九条ノ四第一項	百三十九条第二項及び第二	第二百三十七条ノ三、第二	第二百三十三条
	本店	タルトキハ	総社債権者	社債権者ノ	社債募集	株式	株主			株主	本店本店
に関する法律施行令第二条の対象の対象の対象を	融幾関の言托業务の兼営等本店(受託信託会社等ガ金	譲事録 ニ ハ	総受益証券ノ権利者	受益証券ノ権利者ノ	受益証券募集	受益権	受益証券ノ権利者			受益証券ノ権利者	読み替える字句 受託信託会社等ブ金融機関の信託業務の兼営等に関する 信託業務の兼営等に関する 法律施行令第二条第三号乃 を開ナルトキハ主タル事務所

(書面による決議について準用する法の規定の読替え)

タルトキハ其ノ書面

議事録ガ書面ヲ以テ作ラレ

議事録()

ル金融機関ナルトキハ主タ第三号乃至第十五号ニ掲グ

第三百三十九条第六項

十三条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす第三十九条 法第百八十九条第三項の規定において書面による決議を行う場合について法第六

	=	
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十三条第二項	特定社員	受益証券の権利者
第六十三条第四項	取締役	受託信託会社等
	本店	本店(当該受託信託会社等
		が金融機関の信託業務の兼
		営等に関する法律施行令第
		二条第三号から第十五号ま
		でに掲げる金融機関である
		場合は、主たる事務所)
第六十三条第五項(第二号	特定社員及び優先出資社員	受益証券の権利者
を除く。)	特定目的会社	受託言託会社等

(種類権利者集会について準用する法の規定の読替え)

的読替えは、次の表のとおりとする。用する場合における当該規定(当該規定において準用する商法の規定を含む。)に係る技術第四十条 法第百九十二条の規定において種類権利者集会について法第百八十八条の規定を準

(削る)

第百八十八条において準用						第百八十八条	読み替える法の規定
資産の流動化に関する法律	ル執行者」と、同法	は「其ノ決議ニ依リ定メタ	表者若ハ執行者」とあるの	同法第三百三十三条中「代	・執行者の解任)並びに	、第三百三十三条(代表者	読み替えられる字句
資産の流動化に関する法律				同法		並びに	読み替える字句

(代表権利者について準用する会社法の規定の読替え)

する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。第六十二条 法第二百五十九条第一項の規定において代表権利者について会社法の規定を準用

I		丛	些			些	∌±d	
		第七百十条第一項	第七百八条			第七百七条	読み替える会社法の規定	
	社債権者に	社債権者集会	社債権者	社債権者集会	社債権者の	社債権者と	読み替えられる字句	
	受益証券の権利者に	権利者集会	受益証券の権利者	権利者集会	受益証券の権利者の	受益証券の権利者と	読み替える字句	

読み替えるものとする。 の規定を準用する場合においては、同条中「社債権者集会」とあるのは、「権利者集会」と 法第二百五十九条第一項の規定において代表権利者の解任について会社法第七百三十八条

(特定信託管理者について準用する会社法の規定の読替え)

第六十三条 法第二百六十条第五項の規定において特定信託管理者について会社法の規定を準

用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、		次の表のとおりとする。
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十五条	取締役	受託信託会社等
第七百四条	社債権者	受益証券の権利者
	社債の	特定目的信託の受益権の
第七百七条	社債権者と	受益証券の権利者と
	社債権者の	受益証券の権利者の
	社債権者集会	権利者集会
第七百九条第二項	社債権者	受益証券の権利者
第七百十条第一項	社債権者集会	権利者集会
	社債権者に	受益証券の権利者に
第七百十一条第一項前段及	社債権者集会	権利者集会

する商去第二百四十三条	第百八十一条第二頁	第写九十二条二於テ準用ス
ス 戸浴 参一二日 回一二	/ - /3/85/-	一二多二月六至
		司去将写し十一条第二
		グ 同 治 覚 百 丿 十 一 多 写 三 巧
第写し上し 条こおって 隼目	総受益正条ノ権刊者	当亥重領ノ妥益霍ヲ長示ス
正 ノーノ 多りまして 主	(注言) / 本牙	言 利 對 / 点
する商法第三百二十七条第		ル受益証券ノ権利者全員
1 1 11111		
一一項		

(代表権利者について準用する商法の規定の読替え)

おける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 第四十一条 法第百九十八条の規定において代表権利者について商法の規定を準用する場合に

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百九条ノ四	社債権者卜	受益証券ノ権利者ト
	社債権者ノ	受益証券ノ権利者ノ
	社債権者集会	権利者集会
第三百九条ノ五	社債権者	受益証券ノ権利者
第三百十一条ノ二第一項	社債権者ニ	受益証券ノ権利者ニ

2

託会社等」と読み替えるものとする。 「同項中「株主」とあるのは、「受益証券の権利者」と、「株式会社」とあるのは「受託信	四十二条第三項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合においては	第六十四条 法第二百六十四条第四項の規定において同条第一項の資料について会社法第四百	(計算書類等について準用する会社法の規定の読替え)	び第七百十三条	

(特定信託管理者について準用する商法の規定の読替え)

(削る)

する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 第四十二条 法第百九十九条第五項の規定において特定信託管理者について商法の規定を準用

でる場合における同治の規気に存る技術自記者ラに		沙の老のとおりとする
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七十五条ノニ	取締役	受託信託会社等
第二百九十七条ノニ	社債権者	受益証券ノ権利者
	社債ノ	受益権ノ
第三百九条ノ四	社債権者ト	受益証券ノ権利者ト
	社債権者ノ	受益証券ノ権利者ノ
	社債権者集会	権利者集会
第三百十一条ノ二第一項	社債権者集会	権利者集会
	社債権者ニ	受益証券ノ権利者ニ
び第三百十三条第三百十二条第一項前段及	社債権者集会	権利者集会

(計算書類等について準用する商法の規定の読替え)

(削る)

条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。第四十三条 法第二百三条第二項の規定において同条第一項の書類について商法第二百八十二

					第二百八十二条第一項	読み替える商法の規定	
				本店	取締役	読み替えられる字句	
ル金融機関ナルトキハ主タ	第三号乃至第十五号ニ掲グ	に関する法律施行令第二条	融機関の信託業務の兼営等	本店(受託信託会社等ガ金	受託信託会社等	読み替える字句	

(新 設) (新 設) (新 定と 力 会 場 、 一 一 一 一 一 一 の る 条 り 、 り も り る の も り る り る り る り る り る り る り も り る り も り も	第二百八十二条第二項第四十四条 法第二百五条の特定資産組入れ)	第百十六条第六項	株式の株主	第百十六条第三項株式会社	読み替える会社法の規定 読み替えられる字句	のとおりとする。	及び第百十七条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、	第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会について会社法第百十六条第三項から第七項まで	定におい	第六十七条 法第二百七十一条第四項(法第二百七	(反対権利者の買取請求について準用する会社法の規定の読替え)	と読み替えるものとする。	のは「受託信託会社等は」と、「株式会社又はそ	これらの規定中「株式会社が」とあるのは「受託信託会社等が」と、	利益の供与について会社法第百二十条第二項及び第三項の規定を準用する場合におい第六十六条 法第二百六十八条第三項の規定によいて受益証券の権利者の権利の行使に		資資とする場合に 当該禾盆にごさ訳される仏和仏訳を担関するものとする。	第六十五条 法第二百六十六条の規定により特定資	粧								
場 特 🖼 🗸	場 特 🖼 🗸	受益証券の権利者	権利者特定目的信託の受益証券の	受託信託会社等			れらの規定に係る技術的読替えは、次の表	て会社法第百十六条第三項から第七項まで	益権の買取りの請求又は法第二百七十二条	十二条第二項において準用する場合を含む	の規定の読替え)		「株式会社又はその子会社」とあるのは「受託信託会社等」		第三項の規定を準用する場合においては、「て受益証券の権利者の権利の行使に関する」	供与について準用する会社法の規定の読替	和 4 訳 る 担 段 す る も の と す る	1 : ミピド ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・									
	17月 17日									(新設)					(親認)		場合に	1 7	特	/1 }	 モノ))	第			支店	

		久[]	775	VHI.	久1	第二百七十一条第四項	1	第二百七十一条第一項	第二百六十九条第四項			第二百六十九条第三項	読み替える法の規定	る場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは	者集会について法第二百六十九条	第六十八条 法第二百七十二条第二	読替え)	(特定目的信託契約の変更の承認の決議を行う種類権利者集会について準用する法の規定の	144-1	144-1	第百十七条第六項		第百十七条第五項	第百十七条第四項	第百十七条第三項		項	第百十七条第一項及び第二	第百十六条第七項	14
元本持分		 条第一項	資産流動化法第二百七十一	限る。)	条第一項(第一号の場合に	資産流動化法第二百六十九	一号の場合に限る。)	第二百六十九条第一項(第	第一項第一号			第一項第一号の	読み替えられる字句	次	第三項及び第四項並びに法	「項の規定において同条第一		?の決議を行う種類権利者集<	株式の	株式に	株券		株式の代金	株式会社	株主	株式会社	株主	株式の	株式会社	榜 立 会 社
利益持分	条第一項	条第二項において準用する	資産流動化法第二百七十二		条第一項	資産流動化法第二百七十二		第二百七十二条第一項	第二百七十二条第一項	최	類権利者集会の承諾を受け	第二百七十二条第一項の種	読み替える字句	の表のとおりとする。	て法第二百六十九条第三項及び第四項並びに法第二百七十一条の規定を準用す	法第二百七十二条第二項の規定において同条第一項の承諾の決議を行う種類権利		会について準用する法の規定の	特定目的信託の受益権の	特定目的信託の受益権に	受益証券	金	特定目的信託の受益権の代	受託信託会社等	受益証券の権利者	受託信託会社等	受益証券の権利者	特定目的信託の受益権の	受託信託会社等	受計信割会社等

第七十条 第六十九条 法第二百七十五条第五項の規定において同条第一項の財産目録及び貸借対照表に 同項中「株式会社」とあるのは、 とする。 十二条第三項(第一号及び第二号に係る部分に限る。 する場合においては、同項中「株式会社」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるもの ついて会社法第四百四十二条第三項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定を準用 (特定目的信託契約の終了時について準用する会社法の規定の読替え) (前受託信託会社等が作成した書類について準用する会社法の規定の読替え) 法第二百七十九条第三項の規定において同条第一項の場合について会社法第四百四 「受託信託会社等」と読み替えるものとする。)の規定を準用する場合においては、 (新設)

「受益証券の権利者の権利の行使に関する利益供与について準用する商法の規定の読替え)とする。 「受益証券の権利者の権利の行使に関する利益供与について商法第二百九十五条第二項及び第三項の規定を準用する場合においては、これ供与について商法第二百九十五条第三項の規定において受益証券の権利者の権利の行使に関する利益等のよう。

(反対権利者の買取請求について準用する商法の規定の読替え)

定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。商法第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四の規定を準用する場合におけるこれらの規第四十六条法第二百十条第四項の規定において同条第一項の受益権の買取りの請求について

(削る)

(削る)

会社	株主		第二百四十五条ノ四第二	第二百四十五条ノ三第六項 株券	第二百四十五条ノ三第五項 会社	第二百四十五条ノ三第四項 株主	会社	第二百四十五条ノ三第三項 株主	読み替える商法の規定 読み
TH	Ħ		一百四十五条ノ二第一項	分	된	Ħ	Į	Ħ	読み替えられる字句
受託信託会社等	受益証券ノ権利者	第二百十条第一項	資産の流動化に関する法律	受益証券	受託信託会社等	受益証券ノ権利者	受託信託会社等	受益証券ノ権利者	読み替える字句

(特定目的信託契約の変更の承認の決議を行う種類権利者集会について準用する法の規定の |

(削	(削	(削	(削
る)	る)	る)	る)

読替え)

るこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。集会について法第二百八条第三項及び第四項並びに第二百十条の規定を準用する場合におけ第四十七条 法第二百十一条第二項の規定において同条第一項の承諾の決議を行う種類権利者

第二百十条第四項		第二百十条第一項	第二百八条第四項		第二百八条第三項	読み替える法の規定
元本持分	の場合に限る。)	第二百八条第一項(第一号	第一項第一号		第一項第一号の	読み替えられる字句
利益持分		第二百十一条第一項	第二百十一条第一項	権利者集会の承諾を受ける	第二百十一条第一項の種類	読み替える字句

(受託信託会社等の辞任及び解任について準用する商法の規定の読替え)

(前受託信託会社等が作成した書類について準用する商法の規定の読替え)

(特定目的信託契約の解除の請求について準用する商法の規定の読替え)

表のとおりとする。び第百九条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の第五十条 法第二百十六条第二項の規定において同条第一項の請求について商法第八十八条及

		第八十八条	読み替える商法の規定
		本店	読み替えられる字句
信託業務の兼営等に関する	託信託会社等ガ金融機関の	受託信託会社等ノ本店(受	読み替える字句

(業務の委託について準用する法の規定の読替え)

				第	第	第	読
				二百二条	二百条第四項第四号	二百条第四項	読み替える法の規定
資産流動化計画			第二百条第三項及び第四項	特定目的会社	資産対応証券	特定目的会社	読み替えられる字句
資産信託流動化計画	項	いて準用する第二百条第四	第二百八十四条第三項にお	受託信託会社等	受益証券	受託信託会社等	読み替える字句

(原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え)

る場合における同条の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。て法第二百九条(同条において準用する法及び証券取引法の規定を含む。)の規定を準用す第七十二条 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等につい

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百九条	第二百九条	第二百八十六条第一項にお
		いて準用する第二百九条
	その資産対応証券の募集等	その受益証券の募集等

受託信託会社等	会社	第百九条第二項
)		
関ナルトキハ主タル事務所		
至第十五号ニ掲グル金融機		
法律施行令第二条第三号乃		

(特定目的信託契約の終了時について準用する商法の規定の読替え)

(業務の委託について準用する法の規定の読替え)

は、次の表のとおりとする。 条第四項及び第百四十六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替え第五十二条 法第二百二十三条第三項の規定において同条第一項の委託について法第百四十四

				第百四十六条		第百四十四条第四項	読み替える法の規定
資産流動化計画		四項	第百四十四条第三項及び第	特定目的会社	資産対応証券	特定目的会社	読み替えられる字句
資産信託流動化計画	第三項及び第四項	いて準用する第百四十四条	第二百二十三条第三項にお	受託信託会社等	受益証券	受託信託会社等	読み替える字句

-																													
る証券取引法第四十二条第第二百九条において準用す		一項る証券取引法第四十二条第	第二百九条において準用す	一項	る証券取引法第四十一条第	第二百九条において準用す	る証券取引法第三十三条	第二百几条この、て集目す			る第二百十九条第二号	第二百九条において準用す				る第二百十九条第一号	第二百九条において準用す			る第二百十九条	第二百九条において準用す			る第二百十八条	第二百九条において準用す		弗	第二百九条において準用す	
引又は有価証券オプション有価証券の売買その他の取	おそれおそれを失墜させる	して行うもの及び投資者投資一任契約に係る業務と	第三十四条第二項第一号の	券店頭デリバティブ取引	/ I	有価証券の売買等、外国市	12.7. V	美				この法律	付資料又は第七条第二項の出に係る届出書若しくは添	二条第一項の規定による届	届出、新計画届出又は第十	第十条第一項の規定による	業務開始届出、変更届出、			目的会社	業務開始届出を行った特定				この法律	若しくは事務所		特定目的会社の業務の運営	の取扱い
引 受益証券の募集等に係る取	信用を失墜させるおそれ受益証券の募集等の業務の		投資者		引 () () () () () () () () () (受益証券の募集等に係る取	さって土田中之への「古べれっと」の「白ってす」	受益正券の募長等の義务	用する証券取引法	する第二百九条において準	十六条第一項において準用	この法律若しくは第二百八		<u></u> න්	二項の規定による届出に係	いて準用する第二百八条第	第二百八十六条第一項にお	った原委託者	二項の規定による届出を行	いて準用する第二百八条第	第二百八十六条第一項にお	用する証券取引法	する第二百九条において準	十六条第一項において準用	この法律若しくは第二百八	、事務所その他の施設	募集等	原委託者が行う受益証券の	

号	百六十二条の二	
この号及び次条第一項第一		一項第六号
引	証券店頭デリバティブ取引	る証券取引法第四十二条第
受益証券の募集等に係る取	有価証券の売買等又は有価	第二百九条において準用す
	号において同じ。)	
	内閣府令で定める事項。次	
	価格に相当するものとして	
	バティブ取引にあつては、	
	取引又は有価証券店頭デリ	
	取引、有価証券オプション	
価格	価格(有価証券指数等先物	
	\supset	
	事項。次号において同じ。	
	のとして内閣府令で定める	
	は、売買の別に相当するも	
	デリバティブ取引にあつて	
	ョン取引又は有価証券店頭	
る取引の別	先物取引、有価証券オプシ	
売買の別又はこれに相当す	売買の別(有価証券指数等	
	くはその受託等	
	店頭デリバティブ取引若し	
	ン取引の受託又は有価証券	
	若しくは有価証券オプショ	
	、有価証券指数等先物取引	
	ことをいう。以下同じ。)	
	託等」という。)を受ける	
	は代理の申込み(以下「委	一項第五号
引	の受託等(媒介、取次ぎ又	る証券取引法第四十二条第
受益証券の募集等に係る取	有価証券の売買若しくはそ	第二百九条において準用す
	ョンの対価の額	
受益証券の価格	有価証券の価格又はオプシ	
	オプション取引	
	取引若しくは有価証券店頭	一項第一号

受益証券の募集等に係る取	有価証券の売買等、外国市	
	いて「有価証券等」という	
	ィブ取引(以下この条にお	
	くは有価証券店頭デリバテ	
	外国市場証券先物取引若し	
	等先物取引、オプション、	
受益証券	有価証券又は有価証券指数	
	引等」という。)	
	有価証券の売買その他の取	
	引(以下この条において「	
	価証券店頭デリバティブ取	
	場証券先物取引若しくは有	
	券オプション取引、外国市	
	券指数等先物取引、有価証	
	取引を除く。) 又は有価証	
	売買その他の政令で定める	
	定められている買戻条件付	二第一項第一号
引	引(買戻価格があらかじめ	る証券取引法第四十二条の
受益証券の募集等に係る取	有価証券の売買その他の取	第二百九条において準用す
受益証券の募集等の業務	証券業	
	証券店頭デリバティブ取引	
	以下同じ。)若しくは有価	
	三号に掲げる行為をいう。	
	係る同項第二号若しくは第	
	オプション取引又はこれに	
	プション取引等(有価証券	
	以下同じ。)、有価証券オ	
	三号に掲げる行為をいう。	
	条第八項第二号若しくは第	
	物取引又はこれに係る第二	
	取引等(有価証券指数等先	一項第十号
引	数等先	四十
受益証券の募集等に係る取	有価証券の売買その他の取	第二百九条において準用す

思望の規定により議決権を 三項の規定により議決権を 京会社法第八百七十九条第 三項の規定により議決権を ができる 三項の規定により できない株 ができない株 ができない株 ができない株 ができない株 ができない株	親法人等又は子法人等	第二百九条において準用する証券取引法第四十五条第
受益証券の募集等の業務	業務	二号る証券取引法第四十三条第第二百九条において準用す
	マイにまります。 ・ 有価証券オプション取引 取引の委託又は有価証券店 取引の委託又は有価証券店	
引受益証券の募集等に係る取	で、有面正幹旨数等も勿気川売付け若しくはその委託等	一計る証券取引法第四十三条第第二百九条において準用す
状況が次の受益証券の募集等の業務の	業務の状況が次の	る証券取引法第四十三条第二百九条において準用す
をいう。	じ。 五十一条第二項において同 五十一条第二項において同	二第三項名証券取引法第四十二条の第二百九条において準用す
引受益証券の募集等に係る取	引等引続の売買その他の取	二 券 百 ・
受益証券の募集等に係る取	有価証券等	二第一項第二号及び第三号る証券取引法第四十二条の第二百九条において準用す
この条	第六項	
引	券店頭デリバティブ取引場証券先物取引又は有価証	

て決議をすることができるの議決権(株主総会におい		三号る証券取引法第四十五条第一百九条において準用す
て決議をすることができる 事項の全部につき議決権を 行使することができない株 行使することができない株 行使することができない株 行使することができない株 行使することができない株 でる社法第八百七十九条第 三項の規定により議決権を除き 一ついての議決権を含む。) の過半数を保有している株式に の過半数を保有している株式に 付における当該議決権を 合における当該議決権を 育されている株式会社をい う。)		
の議決権(株主総会におい親会社(原委託者たる法人	親法人等又は子法人等	
引受益証券の募集等に係る取	行為第二条第八項各号に掲げる	二号る証券取引法第四十五条第第二百九条において準用す
引受益証券の募集等に係る取	ディブ取引 引又は有価証券店頭デリバ の売買その他の取	
う。) う。) 対権の過半数を保有する場所を記げる当該議決権を保存する場所を はいる		
在するとみなされる株式に の過半数を保有している株式会社をいう。) 又は子会		

受益証券の募集等の業務	証券業	
أَيْ يَ		
有されている株式会社をい		
合における当該議決権を保		
決権の過半数を保有する場		
社(原委託者が総株主の議		
式会社をいう。)又は子会		
の過半数を保有している株		
ついての議決権を含む。)		
有するとみなされる株式に		
三項の規定により議決権を		
、会社法第八百七十九条第		
式についての議決権を除き		
行使することができない株		
事項の全部につき議決権を		

(原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法の規定の読替え)

第五十三条 法第二百二十五条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等につい 集等の取扱い」とあるのは「その受益証券の募集等」と読み替えるものとする。 は「第二百二十五条第一項において準用する第百五十条の四」と、 て法第百五十条の四の規定を準用する場合においては、同条中「第百五十条の四」とあるの 「その資産対応証券の募

第五十三条の二 第四条の四の規定は、法第二百二十五条第四項において法第三十八条第九項 (特定目的信託契約の契約書の謄本又は抄本等の交付に係る電磁的方法の規定の準用)

方」と読み替えるものとする。 「優先出資の申込者」とあるのは「受益証券の募集等の相手

るのは「受託信託会社等」と

の規定を準用する場合について準用する。この場合において、

第四条の四中「取締役」とあ

(特定目的信託について準用する非訟事件手続法の規定の読替え)

(削る)

(削る)

(削る)

第五十四条 の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、 法第二百二十六条第一項の規定において特定目的信託について非訟事件手続法 次の表のとおりとする。

	第百二十六条第一項の規定	四十八号)第五十八条、第商法(明治三十二年法律第	(以下資産流動化法ト資産の流動化に関する
	二十六条第一	法(明治三十二年法	産の流動化
		十八号) 第五十八条	下資産流動化

言託業务の兼営等こ関する	社法第二十四条第一項二於	
託信託会社等ガ金融機関の	十一条ノ二第一項(有限会	
受託信託会社等ノ本店(受	会社(親会社(商法第二百	
	第八項	
	法律第三十号)第三十二条	
	関する法律(昭和五十九年	
	ニ株券等の保管及び振替に	
	ビ第五十二条ノ三第一項並	
	十四条ノ三、第四十五条及	
	二十八条ノ二第一項、第四	
	、第十二条ノ二第一項、第	
	十四号)第八条第一項但書	
	社法(昭和十三年法律第七	
	ビ第二百九十四条、有限会	
	二百九十三条ノ八第一項及	
	第二百九十一条第二項、第	
	第二百八十条ノ八第一項、	
	第二百六十条ノ四第六項、	
	項、第二百三十七条ノ二、	
	第一項、第百八十一条第一	
	三条第二項、第百七十三条	
	其準用規定、同法第百五十	
	ビ第二百八十二条第三項、	
	二百八十条ノ十八第二項及	
	二百八十条ノ八第三項、第	
	第二百六十三条第七項、第	
	、第二百五十八条第二項、	
	項、第二百四十六条第二項	
四項	、第二百四十五条ノ三第四	
号)第二百四十五条ノ三第	項、第二百三十七条第三項	
明治三十二年法律第四十八	、第二百二十四条ノ五第一	
ム)ニ於テ準用スル商法(一項、第二百二十条第二項	
項ニ於テ準用スル場合ヲ含	十八条、第二百四条ノ四第	
流動化法第二百十一条第二	百七十三条第四項、第百七	
)第二百十条第四項(資産	七十条ノ二第一項但書、第	

	於テ準用スル商法第三百九	第三項、第三百十三条、第	
	及ビ第百九十九条第五項ニ	百九条ノ四、第三百十二条	
-	資産流動化法第百九十八条	商法第三百九条ノ三、第三	第百三十五条ノ十五
	受益証券ノ権利者	株主	
	2011年代1号日之立名を5	ア	を見った。ニー・ニクラー・アルをラー・エッ
	受毛言毛合土等	文帝史 (委員会等受置会士	第写三十二条ノ六第二頁
	同項	四項同法第二百四十五条ノ三第	
-		含ム)	
		七項ニ於テ準用スル場合ヲ	
		項及ビ第四百十三条ノ三第	
		七項、第四百八条ノ三第二	
		第三百七十四条ノ二十三第	
		テ準用スル場合ヲ含ム)、 、	
		十四条ノ三十一第三項ニ於	
		ノ三第二項(同法第三百七	
		条第七項、第三百七十四条	
		合ヲ含ム)、第三百五十八	
	項	条第二項ニ於テ準用スル場	
	法第二百四十五条ノ三第四	第二項(同法第三百七十一	
	ヲ含ム)ニ於テ準用スル商	条第二項、第三百五十五条	
	十一条ニ於テ準用スル場合	ノ五第五項、第三百四十九	
	四項(資産流動化法第二百	四項(同法第二百四十五条	
	資産流動化法第二百十条第	商法第二百四十五条ノ三第	第百二十二条ノ六第一項
		地	
		トキハ子会社)ノ本店所在	
		書類ニ付キ申請ヲ為シタル	
		社ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ	
		ノ二第一項ニ規定スル子会	
		子会社(商法第二百十一条	
	所)ノ所在地	ニ同ジ)ノ株主又ハ社員ガ	
	機関ナルトキハ主タル事務	定スル親会社ヲ謂フ以下之	
	至第十五号ニ掲ゲタル金融	本項ニ於テ之ニ同ジ)ニ規	
	法律施行令第二条第三号乃	テ準用スル場合ヲ含ム以下	

							第百三十五条ノ十六第一項								1																			
同法第三百十三条				同法第三百十二条第三項			商法						店所在地	社債ヲ発行シタル会社ノ本															項及ビ其準用規定	項並ニ第三百七十六条第三	五条、第三百三十六条第一	二十条第五項、第三百二十	三百十九条、第	三百十四条第一項及ビ第三
資産流動化法第百九十九条	三百十二条第三項	五項ニ於テ準用スル商法第	第二項及ビ第百九十九条第	資産流動化法第百九十六条	於テ準用スル商法	及ビ第百九十九条第五項ニ	資産流動化法第百九十八条	所) ノ所在地	機関ナルトキハ主タル事務	至第十五号ニ掲ゲタル金融	法律施行令第二条第三号乃	信託業務の兼営等に関する	託信託会社等ガ金融機関の	受託信託会社等ノ本店(受	用スル場合ヲ含ム)	化法第百九十二条ニ於テ準	八十七条第二項(資産流動	五条並ニ資産流動化法第百	テ準用スル商法第三百二十	準用スル場合ヲ含ム)ニ於	動化法第百九十二条ニ於テ	化法第百八十八条(資産流	百二十条第五項、資産流動)ニ於テ準用スル商法第三	ニ於テ準用スル場合ヲ含ム	資産流動化法第百九十二条	化法第百八十一条第四項(法第三百十三条、資産流動	条第五項ニ於テ準用スル商	、資産流動化法第百九十九	ル商法第三百十二条第三項	十九条第五項ニ於テ準用ス	九十六条第二項及ビ第百九	条ノ四、資産流動化法第百

(船舶登記令に係る特例)

第七十三条 (略)

2 { 4

(略)

第百二条において同じ。)」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。管理人(信託法(大正十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する信託管理人をいう。いて準用する不動産登記法第九十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「信託5 特定目的信託に係る建設機械登記令(昭和二十九年政令第三百五号)第十六条第一項にお

申立	申請	第百三十五条ノ二十第二項
希信間位ノ		
刊等関系人	土責管里公士、弋長者又 \	
申立	許可ノ申請	
合ヲ含ム)		
九十二条ニ於テ準用スル場		
第二項(資産流動化法第百		
資産流動化法第百八十七条	商法第三百三十六条第一項	第百三十五条ノ二十第一項
ム)ニ於テ準用スル商法		
条ニ於テ準用スル場合ヲ含		
(資産流動化法第百九十二		
資産流動化法第百八十八条	商法	第百三十五条ノ十九第一項
		一項
者又ハ特定信託管理者		て準用する第百三十一条第
受託信託会社等、代表権利	取締役又ハ執行役	第百三十五条ノ十八におい
商法		
合ヲ含ム)ニ於テ準用スル		
九十二条ニ於テ準用スル場		
第四項(資産流動化法第百	ニ依ル許可又ハ同法	
資産流動化法第百八十一条	商法第三百九条ノ三ノ規定	第百三十五条ノ十八
	任ノ申請	
	同条第三項ノ規定ニ依ル選	
	一項ノ規定ニ依ル許可又ハ	
解任	解任、同法第三百十四条第	
第三百十三条		
第五項ニ於テ準用スル商法		

(船舶登記令等に係る特例)

第五十五条 (略)

2~4 (略)

条において同じ。)」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。(信託法(大正十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する信託管理人をいう。第百二用する不動産登記法第九十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「信託管理人5 特定目的信託に係る建設機械登記令(昭和二十九年政令第三百五号)第十六条において準

6 8 (m/z

(受託信託会社等が行う公告について準用する会社法の規定の読替え)

同項中「前二項」とあるのは、「第一項」と読み替えるものとする。 規定によりする公告について会社法第九百四十条第三項の規定を準用する場合においては、第七十四条 法第二百八十八条第五項の規定において受託信託会社等(会社に限る。)が法の

第四章 雑訓

第七十五条 法第二百九十条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二百九条にお(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容)

係る取引の公正を確保するためのものに限る。)並びに第四十五条の規定とする。、第四十二条の二、第四十三条(同条第二号にあっては、資産対応証券の募集等の取扱いにいて準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、七十五条・沿第二百十十条第二項第一号に規定する或令で定める規定に、沿第二百十条にお

受益証券の募集等に係る取引の公正を確保するためのものに限る。)並びに第四十五条の規一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第四十三条(同条第二号にあっては、おいて準用する法第二百九条において準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第一項第2 法第二百九十条第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第二百八十六条第一項に

認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。第七十六条 法第二百九十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(同条第二項の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。)たがし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のただし、これらの規定による場合を含む。)の規定により金融庁長官に委任された権限(同条第二項の規定により金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(財務局長等への権限の委任)

人をいう。以下同じ。)又は原委託者(法第二百二十四条に規定する原委託者をいう。以下は、特定目的会社、受託信託会社等、特定譲渡人(法第二百八条第一項に規定する特定譲渡一項及び第二百二十八条の規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。)条及び第二百三十二条の規定による権限並びに法第二百二十五条第一項、第二百二十七条第第七十七条法第二百二十二条の規定により金融庁長官に委任された権限(法第二百十四

6~8 (略)

(新設)

第四章 雑則

知上では、 お筒に同じ上れた筒に頂筒一畳に見だける女きで定りる見だは、お筒面丘片(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容)

扱いに係る取引の公正を確保するためのものに限る。) 並びに第四十五条の規定とする。第十号、第四十二条の二、第四十三条(同条第二号にあっては、資産対応証券の募集等の取四において準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第五十六条 法第二百二十九条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第百五十条の

条の規定とする。 条の規定とする。 (同条第二号の公正を確保するためのものに限る。)並びに第四十五ては、受益証券の募集等に係る取引の公正を確保するためのものに限る。)並びに第四十五の項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第四十三条(同条第二五十条)の四において準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第二項おいて準用する法第二百二十五条第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第二百二十五条第一項法第二百二十五条第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第二百二十五条第一項

2

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任) すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官に委任された権限(同条第二項第五十七条 法第二百二十九条第一項(法第百五十条の四(法第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。すると認められる場合において準度により証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

(財務局長等への権限の委任)

をいう。以下同じ。)又は原委託者(法第百六十三条に規定する原委託者をいう。以下同じ定目的会社、受託信託会社等、特定譲渡人(法第百五十条の三第一項に規定する特定譲渡人及び第百六十七条の規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。)は、特三条及び第百七十一条の規定による権限並びに法第百六十四条第一項、第百六十六条第一項第五十八条 法第二百二十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(法第百五十

定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

「関の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。次項において同じ。)の規第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含み、法第二百八十六条に委任するものとする。ただし、法第二百十七条第一項(法第二百九条(法第二百八十六条)の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。次項において同じ。)の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。次項において同じ。)の規定及び前条の規定によりを持ている場合にあっては、福岡財務支局長)をによる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)も、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務、事務所その他の施設(代理店を含む。以下「支店等」という。)に関するものについては以下「検査等」という。)で特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等以外の営業所2 法第二百十七条第一項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問(

2

3~5 (略

行うことができる

(委員会の権限の財務局長等への委任)

る。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任するものは、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等の所在地を管轄する財務局長(第七十八条 法第二百九十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げ

一 法第二百九十条第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限

)見ぎにいる値段 第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。) 二 第七十六条の規定により委員会に委任された法第二百十七条第一項(法第二百九条(法

2~5 (略)

附則

平成十二年法律第九十七号)の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行する。この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律

(削る)

規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
「項の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。次項において同じ。)の第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含み、法第二百二十五条任するものとする。ただし、法第百五十六条第一項(法第百五十条の四(法第二百二十五条長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にある場合による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

行うことができる。 行うことができる。 に関する財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)も、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務、事務所その他の施設(代理店を含む。以下「支店等」という。)に関するものについては以下「検査等」という。)で特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等以外の営業所以常百五十六条第一項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問(法第百五十六条第一項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問(

3~5 (略)

(委員会の権限の財務局長等への委任)

する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。
(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任げるものは、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等の所在地を管轄する財務局長第五十九条 法第二百二十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲

一 法第二百二十九条第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限

(法第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む一 第五十七条の規定により委員会に委任された法第百五十六条第一項(法第百五十条の四

2~5 (略)

)の規定による権限

附則

(施行期日)

月三十日)から施行する。 法律(平成十二年法律第九十七号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年十一第一条 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する

(経過措置)

会社」という。)に関する事項については、この政令による改正前の特定目的会社による特第二条(改正法附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社(次条において「旧特定目的

と、同条第二項中「総理府令」とあるのは「内閣府令」とする。「金融再生委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令」とあるのは「内閣府令」所「条及び第四条第五号中「総理府令」とあるのは「内閣府令」と、同令第十二条第一項中定資産の流動化に関する法律施行令の規定は、なお効力を有する。この場合において、同令